

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月16日
【届出者の氏名又は名称】	日本生命保険相互会社
【届出者の住所又は所在地】	大阪府中央区今橋三丁目5番12号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	0120-201-021
【事務連絡者氏名】	財務企画部 兼 ヘルスケア事業部 担当課長 宮下 雄一
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	日本生命保険相互会社 (大阪府中央区今橋三丁目5番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、日本生命保険相互会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、メディカル・データ・ビジョン株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記事がある場合は、特段の記事がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

メディカル・データ・ビジョン株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

2023年3月13日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2025年4月1日から2033年4月27日まで）

2024年3月11日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といい、第4回新株予約権及び第5回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2026年4月1日から2034年4月25日まで）

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、2025年12月15日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といい、対象者株式及び本新株予約権を総称して、以下「対象者株券等」といいます。）の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者株券等の全て（但し、対象者のその他の関係会社であり筆頭株主であるSBIホールディングス株式会社（以下「SBIホールディングス」といいます。）が所有する対象者株式（14,507,214株、所有割合（注1）37.81%。以下「本不応募株式」といいます。）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象とする、本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本書提出日現在、公開買付者は、対象者株券等を所有しておりません。

（注1）「所有割合」とは、対象者が2025年11月14日に公表した「2025年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数（40,027,526株）から同日現在の対象者が所有する自己株式数（2,170,748株）を控除し、同日現在残存する本新株予約権の目的となる株式数（510,600株）（注2）を加算した株式数（38,367,378株）（以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。）をいいます。なお、第5回新株予約権は本書提出日時点で行使期間が未到来であり、また、本新株予約権には下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」に記載の行使条件が付されているものの、対象者の現状の売上高に照らして当該行使条件を充足することは現実的に困難なため、本新株予約権が行使される見込みはありません。

（注2） 対象者から報告を受けた2025年9月30日現在残存する本新株予約権の数の内訳は以下のとおりです。

名称	個数	目的となる対象者株式の数
第4回新株予約権	3,706個	370,600株
第5回新株予約権	1,400個	140,000株
計	5,106個	510,600株

本取引は、本公開買付け、本公開買付けの成立を条件として、公開買付者が本公開買付けにより対象者株券等の全て（但し、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合に、対象者の株主を公開買付者及びSBIホールディングスのみとするために対象者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第180条に基づいて行う対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）、本株式併合の効力発生を条件として、対象者が本不応募株式を自己株式として取得（以下「本自己株式取得」といいます。）（注3）するための資金及び分配可能額を確保するために行う（ ）公開買付者による対象者に対する資金提供（公開買付者を引受人とする種類株式の第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。））なお、種類株式による増資としているのは、自己株式取得におけるみなし配当の計算に用いる資本金等の額には影響を及ぼさず、分配可能額を増やすことができるなど、SBIホールディングス及び少数株主に最大限投資するストラクチャーとするためです。種類株式の内容は未定です。）及び（ ）会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく対象者の資本金及び資本準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。）（注4）、並びに本自己株式取得のそれぞれの手続により構成され、最終的に対象者の株主を公開買付者のみとすることを企図しております。なお、本株式併合の詳細については、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

- (注3) 本自己株式取得の取得価格(本株式併合前の対象者株式1株当たり1,189円。以下「本自己株式取得価格」といいます。)は、()法人税法(昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。以下同じです。)に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるSBIホールディングスが本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額として計算される金額が、()仮にSBIホールディングスが本公開買付けに応募した場合(対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)1,693円)の税引後手取り額として計算される金額と同額となるよう設定しています。
- (注4) 公開買付者は、本減資等において、対象者が減少する資本金及び資本準備金の一部又は全額をその他資本剰余金に振り替えることを対象者に要請する予定です。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2025年12月15日付で、SBIホールディングスとの間で、本不応募株式(14,507,214株、所有割合37.81%)の全てについて本公開買付けに応募しないこと、本不応募株式の全てを本自己株式取得を通じて本自己株式取得価格で対象者に売却すること、本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会(下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」)に定義します。)において本株式併合に関連する各議案に賛成することを含めた本取引に係る諸条件に合意し、かかる諸条件について定めた契約(以下「本不応募契約」といいます。)を締結しております。また、公開買付者は、同日付で、第二位株主である株式会社メディバルホールディングス(以下「メディバルホールディングス」といいます。)との間で、メディバルホールディングスが所有する対象者株式の全て(3,212,600株、所有割合8.37%。以下「本応募株式(メディバルホールディングス)」)を本公開買付けに応募する旨を定めた契約(以下「本応募契約(メディバルホールディングス)」)を、第五位株主であり対象者の代表取締役社長である岩崎博之氏(以下「岩崎氏」といいます。)との間で、岩崎氏が所有する対象者株式の全て(800,600株、所有割合2.09%。以下「本応募株式(岩崎氏)」)と、本応募株式(メディバルホールディングス)及び「本応募株式(岩崎氏)」を総称して、以下「本応募株式」といいます。)を本公開買付けに応募する旨を定めた契約(以下「本応募契約(岩崎氏)」)と、本応募契約(メディバルホールディングス)及び本応募契約(岩崎氏)を総称して、以下「本応募契約」といいます。)を、それぞれ締結しております。

本不応募契約及び本応募契約の詳細につきましては下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を11,674,800株(所有割合30.43%)としており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(11,674,800株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者株券等の全て(但し、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することにより、最終的に対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としていることから、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限(11,674,800株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

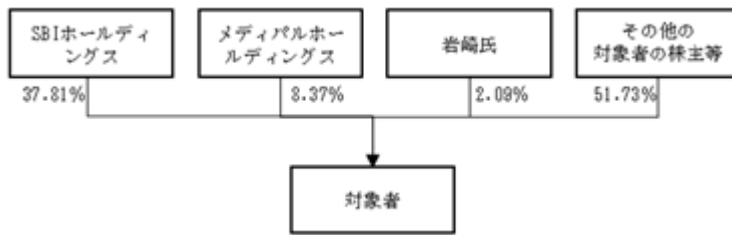
買付予定数の下限(11,674,800株)は、対象者決算短信に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数(40,027,526株)から同日現在の対象者が所有する自己株式数(2,170,748株)を控除した株式数(37,856,778株)に係る議決権数(378,567個)から、本不応募株式(14,507,214株)に係る議決権数(145,072個)を控除した数(233,495個)の過半数となる数(116,748個)に、対象者の単元株式数(100株)を乗じた株式数(11,674,800株)としております。このような買付予定数の下限を設定したのは、本公開買付けにおいては、対象者の株主を公開買付者及びSBIホールディングスのみとすることを目的としているところ、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者株券等の全て(但し、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できず、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本株式併合の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることを踏まえ、本公開買付け後に公開買付者及びSBIホールディングスが対象者の総株主等の議決権の数の3分の2以上を所有することで当該要件を満たすことができるようにすること、また、本株式併合の効力発生日の直前時点において、公開買付者及びSBIホールディングス以外に、公開買付者及びSBIホールディングスがそれぞれ所有する対象者株式の数のうちいずれか少ない数以上の数の対象者株式を所有する株主が存在することを可及的に避け、本株式併合の手続の安定性を高めるためです。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2)買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「届出日の前々日又は前日現在の預金」に記載のとおり、本公開買付けに係る決済等に要する資金に自己資金を充当することを予定しております。

本取引を図示すると大要以下のとおりです。

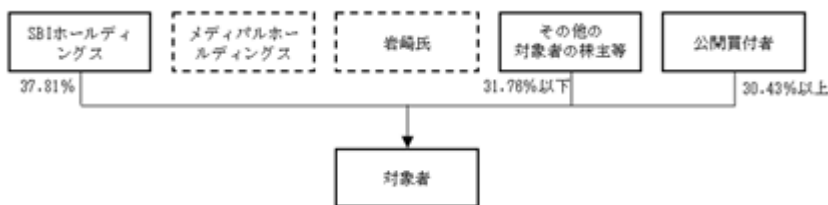
・本公開買付けの実施前（現状）

SBIホールディングスが14,507,214株（所有割合37.81%）、メディopalホールディングスが3,212,600株（所有割合8.37%）、岩崎氏が800,600株（所有割合2.09%）の対象者株式を所有。



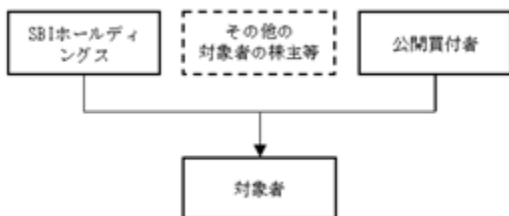
・本公開買付けの成立後（2026年2月（予定））

公開買付者が本公開買付けを実施。メディopalホールディングス及び岩崎氏は、本応募契約に基づき、それぞれが所有する本応募株式の全てを本公開買付けに応募。本公開買付けが成立し、公開買付者は対象者株式を11,674,800株（所有割合30.43%）以上取得。SBIホールディングスは、本不応募契約に基づき引き続き対象者の株主。



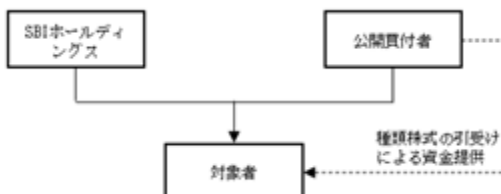
・本株式併合後（2026年4月（予定））

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株券等（但し、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、対象者に対して本株式併合の手続の実行を要請。対象者は本株式併合を行い、対象者の株主は公開買付者とSBIホールディングスのみとなり、対象者株式は上場廃止となる。所有割合は本株式併合の取締役会決議後に決定。



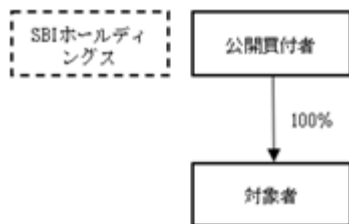
・本第三者割当増資及び本減資等後（2026年5月（予定））

本自己株式取得に必要な資金及び分配可能額を確保するために、本第三者割当増資及び本減資等を実施。所有割合は本株式併合の取締役会決議後に決定。



・本自己株式取得後（2026年5月（予定））

対象者は、本第三者割当増資及び本減資等により確保した資金及び分配可能額を活用して、SBIホールディングスが所有する本不応募株式の全てを自己株式として取得。



対象者が2025年12月15日付で公表した「日本生命保険相互会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨並びに会社分割（簡易吸収分割）による子会社への事業承継及び当該子会社の株式譲渡に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。なお、対象者取締役会における意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース並びに下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」及び下記「(3)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、1889年に「有限責任日本生命保険会社」の社名で、日本で三番目の生命保険会社として発足しました。創業時から『共存共栄・相互扶助』の精神に基づき、生命保険にとどまらず、様々な形で国民生活の安心の実現に貢献する事業展開に取り組んでまいりました。1891年に日本生命保険株式会社に社名変更し、戦後は相互扶助の精神に立ち返り1947年に日本生命保険相互会社として再発足しております。

公開買付者のグループは、2025年9月30日現在、公開買付者並びに子会社85社及び関連会社27社（公開買付者並びにその子会社及び関連会社を総称して、以下「公開買付者グループ」といいます。）で構成されており、国内生命保険業界のリーディングカンパニーとして、「保険業及び保険関連事業」、「資産運用関連事業」、「総務関連事業等」の事業を営んでおります。

() 保険業及び保険関連事業

公開買付者グループの中核事業は、公開買付者並びにその子会社及び関連会社（公開買付者の子会社及び関連会社を総称して、以下「子会社等」といいます。）が営む生命保険業です。また、保険関連事業を行う子会社等では、企業年金の制度管理業務、生命保険契約募集業務、損害保険代理業務、保険契約の確認業務、保険契約募集に関する情報提供業務等を行っています。

() 資産運用関連事業

資産運用関連事業を行う子会社等では、投資運用業、投資助言業及び第二種金融商品取引業に係る業務、信託銀行業、信用保証業務、リース業務、ベンチャーキャピタル業務、ビル管理業務、投資一任契約に係る業務、保険持株会社、投融資代行業務、運用会社等の監視等を行っています。

() 総務関連事業等

総務関連事業等を行う子会社等では、職業紹介業務、事務受託業務、諸物品の斡旋・販売業務、収納代行業務、印刷・製本業務、ソフトウェア開発、情報処理サービス、システムの運用・管理、子会社事業管理、医療事務・介護・保育関連業務、医療事務関連サービス、PFI事業による病院運営・維持管理業務、高齢者向け施設等の運営、訪問看護事業の運営、健康・介護・保育所等に係る相談・情報提供サービス、調査・研究業務、調査・情報提供業務、経営コンサルティング業務等を行っています。

公開買付者グループは、サステナビリティ経営の高度化を通じて、公開買付者が掲げる「誰もが、ずっと、安心して暮らせる社会」を実現することを目指し、人・地域社会・地球環境の3つの領域で社会課題の解決に取り組んでいます。また、「生命保険を中心にアセットマネジメント・ヘルスケア・介護・保育等の様々な安心を提供する“安心の多面体”としての企業グループ」を長期的に目指す企業像として中期経営計画（2024 - 2026）において掲げています。

今後、公開買付者グループを取り巻く事業環境は急速な技術革新、制度改革の加速、異業種参入による競争激化等により非連続に変化し、社会課題もより一層複雑化・深刻化することが予想される中、公開買付者が、お客様・社会からの期待に応え続けていくためには、顧客体験価値（CX）の更なる向上が必要と考えています。そうした認識のもと、ヘルスケア・介護・保育等の領域は、少子高齢社会の課題解決に直結する重要分野と位置付け、保険にとどまらない価値提供を通じた、社会課題の解決と企業成長の両立に向けた検討を加速してきました。とりわけヘルスケア領域においては、健康増進・疾病予防に対する社会的な関心の高まり等を踏まえた市場競争力の強化や成長基盤の確立に向けた検討を進めてまいりました。

公開買付者は、ヘルスケア事業を社会的価値の提供と経済的価値（保険領域でのシナジー）の獲得を同時に創出できる重要分野と位置付け、2017年度のヘルスケア事業への本格参入以降、企業・保険者・自治体向けに「ニッセイ健康増進コンサルティングサービス（Wellness-Star）」（注1）を提供し、主に保険者や自治体が保有する保険に加入している被保険者や住民の健康診断結果やレセプトデータ等を活用してデータの分析・レポート作成を実施し、健康課題の可視化から施策の立案・実行までをトータルで支援しています。また、データ利活用による保険事業・付加価値サービスの高度化に向け、保険者向けデータ分析サービスの無償提供と企業ネットワークを活かし、これまでに330万件超の健康診断結果やレセプト等のヘルスデータを取得しています。

こうした中、これまでの取組みをベースとして、企業・保険者・自治体向けサービスを充実させ、更には医療関連サービスの拡充による地域医療の質の向上と保険事業の高度化を加速していくために、ヘルスデータ（個人の健康診断結果、レセプトデータ、DPCデータ（注2）等の医療機関・保険者が保有する診療・健診・処方・介護・バイタル情報など、健康状態や医療行為に関するデータ等）の質・量の充実化、ヘルスデータ分析体制の強化等を企図し、過年度よりM&Aの機会を模索してきました。対象者は、病院を中心とした強固な医療機関ネットワークやDPCデータを中心とする5,000万件超のヘルスデータを保有し、ヘルスデータの分析・利活用サービスを展開するなど、公開買付者が獲得・強化を企図してきた機能やケイパビリティを有する会社であることから、今般、本公開買付けにより対象者株券等を取得することとしました。

（注1） 企業や保険者における健康増進取組みを分析から予防策までトータルで支援するサービスです（<https://wellness-star.com/>）。

（注2） DPC（Diagnosis Procedure Combination：診断群分類）制度（急性期入院医療を対象とした診療報酬の包括評価制度）を導入している病院から厚生労働省が収集・管理する患者の診療情報（病名、治療内容、薬剤、医療資源等）を包括的に記録した医療データをいいます。

対象者の完全子会社化を通じ、ヘルスデータ、ヘルスデータ分析体制等を公開買付者グループの新たな事業基盤として確立し、ヘルスケア事業と保険事業双方を高度化することを目指します。また、AIやデジタル技術と組み合わせることで、予防医療・健康支援サービス等の新たな顧客提供価値の創出にも取り組みます。

公開買付者グループは、本公開買付けを通じ、中期経営計画（2024 - 2026）でも掲げる“国内における安心の更なる多面化”を推進し、「誰もが、ずっと、安心して暮らせる社会」の実現に向けて取り組んでまいります。

一方、対象者グループ（対象者並びにその子会社及び関連会社を総称していいます。以下同じです。）は、2003年8月に医療情報システムの開発及び販売を目的として設立され、創業以来、医療・健康に係るデータを蓄積し、それを有効活用することで、医療の質向上、ひいては医療消費者や生活者にとっての価値創出につながると考え、医療情報システムの開発及び販売（データネットワークサービス）や大規模診療データベースを用いた各種分析データ提供（データ利活用サービス）を行う事業者としてのブランドと地位を確立してきたとのことです。その後、対象者は、資本市場から資金調達を行うことができるようにすることや、従業員の士気向上や優秀な人材の確保、取引先を含む外部からの社会的信用や知名度の獲得のために、2014年12月に東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場し、2016年11月に東京証券取引所市場第一部に市場変更したとのことです。2022年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しにより東京証券取引所プライム市場に移行し、資本市場を活用することで企業価値向上に努めてきたとのことです。なお、対象者は、東京証券取引所における市場区分の見直しに関し、2021年9月13日付で、2022年4月の新市場区分への移行に際して、プライム市場を選択する旨の申請書を提出したとのことです。また、対象者は、2025年3月26日付で、上場維持基準への適合に向けた計画書を開示したとのことです。2025年12月15日開催の取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する旨の意見を決議したことから、本公開買付けが成立し、対象者株式が上場廃止となった場合に、当該計画書を撤回することとしたとのことです。本書提出日現在、対象者グループは、対象者、連結子会社6社及び持分法適用関連会社1社の8社から構成されており、高いセキュリティ環境の下、医療・健康に係るデータを蓄積し、それを有効活用することが、医療の質向上、ひいては医療消費者や生活者にとっての価値創出につながると考え、データネットワークサービス、データ利活用サービス、その他サービスを展開しているとのことです。

データネットワークサービスは、情報の発生元の一つである医療機関に経営支援システムを提供すると同時に、医療機関及び患者から二次利用の許諾・同意を得た上で医療・健康情報を収集・蓄積するものとのことです。主要サービスとして、「MDV Act」（注3）、「EVE」（注4）、「Medical Code」（注5）、「ア

ルファ・サルース」(注6)、その他医療機関向けサービス(注7)、「カルテコ」(注8)及び「カルテコworkwell」(注9)等を提供しているとのことです。

データ活用サービスは、対象者グループがデータネットワークサービスを通じて収集・蓄積した大規模診療データベースを中心とする医療・健康情報を活用したサービスであり、主に、製薬会社、研究機関、患者、生活者等に各種分析データ提供等を行っているとのことです。主要サービスとしては、「MDV analyzer」(注10)及びアドホック調査サービス(注11)等を提供しているとのことです。

その他サービスとしては、対象者の連結子会社である株式会社Doctorbookにおいて、「Doctorbook(医療分野に特化した会員型医療動画配信サービス)」、「Doctorbook academy(歯科オンラインプラットフォームメディア)」及び「Clinical Cloud(医療従事者向けクラウドプラットフォーム)」等の事業やサービスを提供しているとのことです。

(注3) 「MDV Act」とは、医療機関をサービス対象としており、現在無料で提供しているメインストーリー機能は、「EVE」、「Medical Code」を用いた分析の入り口となる、病院経営分析に必要な指標を一覧表示できるクラウド型病院経営改善アプリケーションのことをいいます。分析に不慣れな方でも簡単に、病院全体の経営課題・改善点を抽出することができ、手間なく資料にすることが可能となるとのことです。

(注4) 「EVE」とは、医療機関をサービス対象としており、出来高請求とDPC請求の差額分析、患者数・在院日数・医療資源などの各種指標を疾患別・症例別に分析するDPC分析ベンチマークシステムのことをいうとのことです。「EVE」の導入数は、2024年12月末現在、628病院となっており、大規模なDPC対象病院ベンチマークデータを保有していることが当該製品の大きな強みとなっているとのことです。病院は「EVE」を導入することにより、他院との比較ができるベンチマーク機能で、自院の強みと弱みを把握した上での診療及び経営方針の立案が可能であるとのことです。

(注5) 「Medical Code」とは、医療機関をサービス対象としており、DPCデータや電子レセプトデータなどの標準フォーマットデータを活用し、院内に埋もれている様々な経営課題の解決を支援するシステムのことをいうとのことです。原価計算はもちろん、そのコストデータを利用した経営改善の手法まで提示するとのことです。病院は「Medical Code」を導入することにより、院内での情報共有、意識改革・行動誘発を促し、効果的な経営改善が可能となるとのことです。

(注6) 「アルファ・サルース」とは、医療機関、健診施設をサービス対象としており、二次検診への受診勧奨から生活改善、早期発見・治療へと受診者を促すクラウド型総合健康管理システムのことをいいます。web問診やweb予約、携帯端末による受付業務の自動化等により、業務負担の軽減に繋がるとともに、PHRシステム「カルテコ」との連携により、健診の事前通知やオプション検査の提案、結果に沿った受診勧奨メールを自動配信することで受診者に最適なサービスを提供することが可能となるとのことです。

(注7) 「その他医療機関向けサービス」として、「MDVデータプラットフォーム/MDV DPS(健全な病院経営支援のための情報活用基盤)」、「MDV Receipt Checker(レセプト点検システム)」、「カンゴッチ+(看護必要度分析アプリケーション)」などを提供しているとのことです。また、子会社各社において、CADA株式会社では「CADA決済(医療費後払いサービス)」、メディカルドメイン株式会社では医療系システム開発・販売事業などを展開しているとのことです。

(注8) 「カルテコ」とは、患者及び生活者をサービス対象としており、人が一生涯の健康・医療情報を自ら管理できるPHRシステムのことをいうとのことです。患者自身が診療情報の一部(受診した医療機関情報、傷病名、検査結果、処方薬、処置・手術など)を保管・閲覧できるWEBサービスであるとのことです。

(注9) 「カルテコworkwell」とは、企業をサービス対象としており、勤怠システムとの連携により、勤怠管理と同時に自律神経が計測できる従業員メンタルヘルス対策ソリューションのことをいうとのことです。普段気づいてあげられない“こころ”の状態を『測り』『予知し』『観る』ことによって、同僚の頑張り過ぎを防ぐ等、寛容で働き甲斐のある職場環境を作ることが可能となるとのことです。

(注10) 「MDV analyzer」とは、主に製薬企業及び研究機関をサービス対象としており、急性期医療機関の薬剤処方実態を日単位で分析できるWEB分析ツールのことをいうとのことです。製薬企業及び研究機関は「MDV analyzer」を導入することにより、特定の薬剤に対する患者数分析、併用薬分析、処方量・日数分析、薬剤・疾患パターン分析など、具体的な薬剤の実態分析が可能となるとのことです。また、「MDV analyzer for Academia(疫学調査支援ツール)」及び「MDV analyzer for Oncology(癌領域に特化したデータ分析ツール)」など、利用者が求めるサービスラインナップの拡充に努めているとのことです。

(注11) 「アドホック調査サービス」とは、主に製薬企業及び研究機関をサービス対象としており、「MDV analyzer」の定型の分析メニューでは対応できない製薬会社のニーズに対し、個別の分析データ及び調査レポートを提供するサービスのことをいうとのことです。

対象者グループは、本書提出日現在、データネットワークサービス、データ活用サービス及び「Doctorbook（医療分野に特化した会員型医療動画サービス）」や「Doctorbook academy（歯科オンラインプラットフォームメディア）」等の他のサービスを軸に、「生活者が生涯を通じて自身の医療・健康情報を把握できる社会」及び「それらの情報をもとに、自身で医療・健康分野のサービスを選択できる社会」の実現を、ビジョンとして定義し、医療・健康情報を集積し有効活用することが、今以上の医療の質向上、ひいては生活者にとっての価値創出につながると考え、医療や健康分野のICT（注12）化の推進を行っております。

（注12） 「ICT」とは、「Information and Communication Technology」の略であり、情報通信技術のことをいうとのことです。

このような経緯の下、対象者は、2022年11月14日付で、対象者グループが掲げる上記ビジョンを実現し、中長期的な成長を目指していく上で、2023年12月期から2025年12月期までの中期経営計画（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定し、本中期経営計画を達成するためのテーマとして、「医療データを中核とした圧倒的なデータ基盤の拡大」と「オープンアライアンスによる関連分野への進出」という2つを設定し、これを実現するためのチャレンジを継続し、計画の実現に努めることとしたとのことです。テーマ1として、「医療データを中核とした圧倒的なデータ基盤の拡大」を掲げ、これまでのオンプレミス型（注13）中心の医療機関向けサービスを、早期にクラウド型に移行し、クラウド間でのデータ連携を強化し、サービスメニューを増やすことで、販売対象を急性期病院から広げ、顧客基盤を拡大し、データの提供元と種類の拡大を目指しているとのことです。また、PHR（注14）システム「カルテコ」により個人の同意による医療・健康情報の集積も進めていくとのことです。さらに、テーマ2として、「オープンアライアンスによる関連分野への進出」を掲げ、社会環境の変化にあわせ、スピードを重視した経営を展開するには、収集・蓄積した大規模診療データベースをグループ内で提供するサービスだけでなく、オープンアライアンスでグループ外の企業と提携することでより良いサービスの提供ができるようにすることが最適であると対象者グループは判断しており、一方で対象者が他社からのアライアンス先として魅力的であり続けるためにも、対象者自身が強固なビジネス基盤を保つ必要があり、強みを持つ者同士のアライアンス実現を通じて、データ市場における関連分野への進出とシェアの拡大を進めていくとのことです。

（注13） 「オンプレミス型」とは、企業が自社内でサーバーやネットワーク機器を設置し、管理・運営するシステムの形態のことをいうとのことです。

（注14） 「PHR」とは、「Personal Health Record」の略であり、個人の健康や身体情報を記録した健康・医療・介護等のデータのことをいうとのことです。

このように、対象者グループは、本中期経営計画の実現に向けて、売上高成長率、売上高経常利益率及びROE（自己資本利益率）を経営上の重要な指標と位置付け（注15）、高い成長率の持続と収益性及び資本効率の更なる向上を図り、企業価値の増大を目指しており、最終期である2025年12月期（連結）における目標値として、売上高成長率52.4%、売上高経常利益率27.8%、ROE（自己資本利益率）53.3%を掲げ、その際の売上高は90億円、経常利益は25億円を掲げているとのことです。

（注15） 2022年12月期の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）等を適用しており、2022年12月期以降の連結業績は当該会計基準等を適用した後の金額となっているとのことです。

上記のとおり、対象者グループは、本書提出日現在、本取引が実施されずとも、単独での本中期経営計画の実現に向けて営業努力を継続することができると考えているとのことですが、他方で、対象者グループの各事業は、診療報酬の動向、医療保険制度変更の動向等の影響を受けやすいため、景気の悪化、診療報酬のマイナスとなるような改定等、医療保険制度の変更等により市場が順調に拡大しない可能性等、諸情勢に変化があった場合には、データネットワークサービス及びデータ活用サービスの年間契約数の減少や1契約当たりの契約金額の減少等により、対象者グループの業績等に影響を及ぼす可能性があり、これらの各リスク要因によっては、本中期経営計画の実現が困難となる可能性もあると考えているとのことです。

また、対象者は、2024年12月31日時点において、東京証券取引所プライム市場における上場維持基準である流通株式時価総額100億円以上の基準を充足していないとのことです。そのため、対象者にとって、流通株式時価総額の増加による上場維持基準の充足が、喫緊の経営課題となっているとのことです。

このような経営環境の下、対象者は、事業推移自体は順調であると見込んでいたものの、収益化に時間を要するB to C向けのカルテコ事業（下記「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に定義します。以下同じです。）への集中投資を行いつつ、既存のB to B向けのデータネットワークサービス及びデータ活用サービスの成長を両立させるのは困難な中で、当該各リスク要因の低減を図り、又は、流通株式時価総額の課題の解消を図るべく、他社との連携を行い、外部資源を活用しようとするに至ったとのことです。そこで、対象者では、対象者を取り巻く事業環境を踏まえて対象者グループが成長を果たしていくための方策に関する様々な検討を行い、B to Bを中心とした事業ポートフォリオへの見直しを行うとともに、B to Cのカルテコ事業（対象者が所有するカルテコ事業にのみサービスを提供する株式会社センシング（以下「センシング」といいます。）（注16）の株式を含みます。）を岩崎氏に売却することで、事業の選択と集中を進め

ることが対象者グループにとって必須であると考えに至ったとのことです。一方で、これらの事業の選択と集中により、短期的に対象者グループの利益水準やキャッシュ・フローの悪化を招く可能性があるほか、期待する収益を十分に生み出すまでに時間を要すると見込まれるとのことです。また、対象者が上場企業である以上、投資家や株主から対象者グループに対して短期的な業績に対するコミットメントが求められているところ、対象者株式の上場を維持したまま、上記の事業の選択と集中を実行する過程で中長期的な成長を優先する意思決定を行った場合、資本市場から十分な評価が得られず、対象者株式の株価が下落し、対象者の一般株主の皆様に対して不利益を与える可能性も否定できず、対象者株式の上場を維持したまま上記の事業の選択と集中を実施することは難しいと考えるに至り、他社との連携について模索してきたとのことです。

(注16) センシングは、対象者の持分法適用会社で、非接触生体情報取得技術を活用したサービスの開発、販売、サポート等を行う非接触型生体情報取得技術を保有するスタートアップ企業であるとのことです。

上記のような背景のもと、公開買付者は、2025年6月中旬に、対象者より、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである株式会社SBI証券（以下「SBI証券」といいます。）を通じて、対象者株式を公開買付け等の手法により取得し、対象者の今後の更なる成長を実現させるためのパートナー選定（以下「本入札プロセス」といいます。）に関して、2025年6月30日を第一次意向表明書の提出期限とした第一次入札プロセス（以下「本第一次入札プロセス」といいます。）への参加の打診を受けました。

公開買付者は、本第一次入札プロセスへの参加を検討する中で、公開買付者のヘルスケア事業は2017年より開始し、ヘルスデータを着実に蓄積しながら、保険者向けコンサルティング・保険に加入している被保険者等向け健康施策サービス等を展開してきている一方、収益の確保や創薬・医療技術進化への貢献といった新たな価値創造等、事業の確立に向けては、今一段の取組深化が必要と認識しておりました。本取引を実現することができれば、対象者が保有するDPCデータやデータ利活用ノウハウ、医療ネットワーク等と公開買付者が有するアセット（お客様（個人・企業・自治体）とのネットワークやヘルスデータと分析ノウハウ・人材）を組み合わせることで、公開買付者グループのヘルスケアデータを活用した新たなサービス提供・既存サービスの事業規模を加速度的に拡大していく契機になり得るものと考えました。

公開買付者は、本取引の本格的な検討にあたり、公開買付者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を2025年5月12日に、ビジネスアドバイザーとしてポストン・コンサルティング・グループ合同会社を同日に、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を2025年6月12日にそれぞれ選任し、対象者株式の取得の是非について検討を開始いたしました。かかる検討の結果、公開買付者は、2025年6月30日に、対象者より開示を受けたインフォメーション・メモランダム（企業概要書）や対象者の有価証券報告書、決算情報その他の適時開示等の公開情報を基に、本公開買付価格を1,100円として本取引を行う旨の法的拘束力を有さない第一次意向表明書を提出いたしました。その後、2025年8月5日、公開買付者は、対象者より、第一次意向表明書の内容について検討した結果、第二次入札プロセス（以下「本第二次入札プロセス」といいます。）に参加する候補者を選定するために、追加の意向確認をしたい旨の連絡を受けました。公開買付者は、2025年8月28日、対象者より追加開示を受けた対象者の事業計画の情報等も踏まえ、対象者に提示した本公開買付価格に変更はない旨を伝えました。

その後、公開買付者は、SBI証券を通じて、対象者から、2025年9月中旬に、本第一次入札プロセス通過の連絡及び本第二次入札プロセスへの参加を認める旨の通知を受け、本第二次入札プロセスに参加することとなりました。

公開買付者は、本第二次入札プロセスにおいて、新たに公開買付者及び対象者から独立したシステムアドバイザーとしてポストン・コンサルティング・グループ合同会社を2025年9月9日に、会計アドバイザーとしてPwCアドバイザー合同会社及びPwCコンサルティング合同会社を2025年9月11日に、税務アドバイザーとしてPwC税理士法人を同日に、人事アドバイザーとしてマーサージャパン株式会社を2025年9月9日にそれぞれ選任し、2025年9月中旬から同年11月上旬まで、対象者に対する事業、財務・税務及び法務等に関するデュー・ディリジェンスや対象者の経営陣との面談を実施し、公開買付者グループと対象者との間の事業シナジーの創出に向けた具体的な施策、買収ストラクチャー及び公開買付者による対象者の非公開化後の経営方針等について更なる分析及び検討を進めてまいりました。そして、公開買付者は、改めて本取引により、ヘルスデータ分析体制等を公開買付者グループの新たな事業基盤として確立し、ヘルスケア事業と保険事業双方を高度化することを目指すとともに、AIやデジタル技術と組み合わせることで、予防医療・健康支援サービス等の新たな顧客提供価値の創出にも取り組むことといたしました。具体的には、以下のシナジー・メリットが期待できると考えております。

- ・ 対象者及び公開買付者グループそれぞれの医療機関ネットワークに対する経営支援・業務支援のクロスセルや、対象者及び公開買付者グループそれぞれのヘルスデータを組み合わせることによる高度なデータ分析等の利用価値向上が可能と考えております。
- ・ 保険事業においては、ヘルスデータを含むデータが重要な役割を有するところ、対象者が保有するデータは膨大かつ質が高く、保険引受能力向上による新たな保障提供や、個人ごとの健康リスクの可視化、その将来変化予測と課題に応じた適時適切なサービスの提供といった形で、公開買付者の保険事業の高度化に寄与するものと考えております。

上記の検討の結果を踏まえ、公開買付者は、2025年11月12日、対象者に対して、本公開買付価格等の諸条件について、対象者を非公開化することを前提として本取引を行うこと、2025年9月中旬から同年11月上旬まで実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、本入札プロセスにおける競争状況等を総合的に勘案し、本公開買付価格を1,310円～1,410円（第二次意向表明書の提出日の前営業日である2025年11月11日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値460円に対して184.78～206.52%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアムの計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値456円（小数点以下を四捨五入しております。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して187.28～209.21%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値536円に対して144.40～163.06%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値481円に対して172.35～193.14%のプレミアムを加えた価格）として、法的拘束力のある第二次意向表明書を提出いたしました。

これに対し、公開買付者は、同日、対象者より、SBIホールディングスにおいて、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用され、これに伴い一定の税務メリットが発生することが見込まれることを踏まえ、本自己株式取得価格を仮にSBIホールディングスが本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が同額となる金額を基準として設定しつつ、本自己株式取得価格を抑え、対象者の少数株主の皆様への配分をより多くすることで、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることができるストラクチャー（以下「自己株式取得併用ストラクチャー」といいます。）を検討する旨要請を受けました。さらに、2025年11月14日、公開買付者は、対象者及び本特別委員会（下記「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）より、同年11月21日までを提出期限として、自己株式取得併用ストラクチャーの採用やその他諸条件に関して、再提案の可否について打診を受けました。

対象者からのかかる自己株式取得併用ストラクチャー検討の要請及び再提案の可否の打診を踏まえ、公開買付者は、自己株式取得併用ストラクチャーの分析と再提案の検討を進めました。検討の過程において、公開買付者は、自己株式取得併用ストラクチャーによってSBIホールディングスにおける税務上の取扱いを考慮して対象者による自己株式取得を実施することは、SBIホールディングスの利益につながり得ること、自己株式取得価格を本公開買付価格より低く設定することにより、本公開買付け後に自己株式取得を実施しない場合と比べて、本公開買付けを通じて対象者の少数株主の皆様により高い価格での売却機会を提供することができ、より多くの対象者の少数株主の皆様による応募が期待できる結果、本公開買付けを含む本取引の成立の蓋然性が高められつつ、対象者の少数株主の皆様利益拡大にも資すること、そのいずれもが公開買付者の買付総額を一定にしながら実現可能であることから、かかる自己株式取得併用ストラクチャーは合理性があると判断し、同ストラクチャーの採用を検討いたしました。かかる分析・再提案検討の結果を踏まえ、公開買付者は、2025年11月21日付で、対象者に対して、自己株式取得併用ストラクチャーについて採用可能である旨の法的拘束力のある提案書を提出し、1株当たり株式価値を1,500円（提出日の前営業日である2025年11月20日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値468円に対して220.51%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値453円に対して231.13%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値527円に対して184.63%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値484円に対して209.92%のプレミアムを加えた価格）、及び本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付価格」といいます。）を1円として提示しました。

そして、公開買付者は、2025年11月21日、SBI証券を通じて、対象者から、公開買付者を最終候補者として選定した旨の通知を受け、2026年1月21日までを独占協議期間とする独占協議権を付与されました。

2025年11月27日、公開買付者は、本特別委員会から本取引の目的及び背景、本取引実行後の経営方針等や更なる公開買付価格の引上げの余地がないかを確認する旨の質問状を受け、同年12月4日に、本取引の目的及び背景、本取引実行後の経営方針等、本公開買付価格の引上げの余地がないことを回答いたしました。

公開買付者は、2025年12月10日に、みなし配当の額を計算するために必要な情報を対象者及びSBIホールディングスから取得し、本自己株式取得が行われた場合のSBIホールディングスの税引後手取り額として計算される金額が、仮にSBIホールディングスが本公開買付けに応じた場合に得られる税引後手取り額と同額となるよう算出し、2025年12月15日に、本公開買付価格を1,693円として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者は、2025年4月23日、事業会社（以下「A社」といいます。なお、当該会社は公開買付者ではありません。）から対象者との組織再編取引をすることに関心を示した提案書を受領したとのことです。

対象者は、かかる提案を受けた後、直ちに、対象者グループ及びA社からの独立性に問題がないことを確認の上、熊谷・田中・津田法律事務所（以下「熊谷・田中・津田」といいます。）をリーガル・アドバイザーとして起用するとともに、熊谷・田中・津田による法的助言を受けつつ、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」（以下「企業買収行動指針」といいます。）に則り慎重に検討を行った結果、A社からの当該提案は一定程度の具体性、目的の正当性及び実現可能性を伴う真摯な提案と認められたため、対象者の企業価値の向上及び株主利益の最大化の観点から、複数候補の提案を比較検討した上で、より優れた条件の提案を検討することを目的として、A社に加え、対象者事業に関連する候補者、対象者事業の拡大・運営に興味を持つと考えられる候補者を対象とした入札手続を実施することが望ましいとの結論に至ったとのことです。

そこで、対象者グループ、本第二次候補者（以下に定義します。）及びSBIホールディングスからの独立性に問題がないことを確認の上、2025年5月30日にSBI証券（注1）。）をファイナンシャル・アドバイザーとして起用し、入札手続に向けた具体的な検討及び協議を開始し、同年6月6日以降、A社に加え、公開買付者及び事業会社の計5社に対して、対象者に対して関心を寄せた背景及び目的、想定取引ストラクチャー、取引の経済条件、取引実施後の経営方針並びに取引の対価の支払いに係る資金調達方法等について記載した初期的意向表明書を提出するよう求める本第一次入札プロセスを開始しました。かかる候補者については、初期的に複数の企業を対象とした上で、対象者事業との関連性、上場企業等への投資実績、医療データ事業に対する関心度等の一定の選定基準に基づき絞り込みを行った結果、同年6月中旬までに5社を選定したとのことです。その結果、同年7月11日までに、全ての候補者から法的拘束力のない第一次意向表明書を受領したとのことです。また、同時期に、岩崎氏から対象者のカルテコ事業（データネットワークサービスに属する「カルテコ」に関する事業をいいます。以下同じです。）に関する権利義務（対象者が保有するセンシングの株式を含み、以下「譲渡対象事業」といいます。）を承継・取得する提案を受けたことから、譲渡対象事業を除く対象者の事業に関して入札手続を実施することが望ましいとの結論に至ったとのことです。

（注1） SBI証券の完全親会社であるSBIホールディングスは、対象者株式14,507,214株（2025年9月30日現在の議決権比率37.81%）を保有する大株主であることから、SBI証券を起用することには利益相反のおそれがあると考えられますが、SBI証券から対象者に対して、(a)SBI証券は対象者のみのアドバイザーとして関与すること、(b)SBIホールディングスは独自に公開買付者と本不応募契約に関する交渉を行い、SBI証券はこれに関与しないこと、(c)SBI証券とSBIホールディングスの間で情報遮断等の処置を講じること等により、利益相反関係を適切に管理することが可能であると考えられることに加え、(d)SBI証券は、株式価値算定については、手続の公正性を担保する観点から、自ら株式価値算定業務を行うのではなく、別途選任された第三者算定機関による株式価値算定結果を踏まえた対象者への助言等のサポートにとどめること等、利益相反関係を排除又は遮断する措置が十分に講じられている旨が説明され、また、熊谷・田中・津田からの、かかる独立性や利益相反の点に関し、上記の措置を講じることが義務付けられることを前提とすれば、対象者における意思決定過程の公正性に直ちに問題が生じるものとはいえないとの法的助言も踏まえ、SBI証券をファイナンシャル・アドバイザーに起用したとのことです。なお、対象者がSBI証券から受けた説明によれば、上記(c)に関して、具体的には、SBI証券とSBIホールディングスは、SBI証券のファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署とその他の部署及びSBIホールディングスとの間で本取引に関する一切の情報共有を遮断する処置を講じているとのことです。

第一次意向表明書のうち2社からの提案については、他の候補者からの提案に比較して明らかに価格条件が劣後していたことから、対象者は、公開買付者及びA社を含む計3社を候補者（以下、かかる3社を「本第二次候補者」といいます。）とした上、同年9月中旬から第二次入札に向けた手続を進めることとしたとのことです。

同時に、本取引に向けた検討を本格化するため、同年7月14日開催の取締役会において、対象者グループ、本第二次候補者及びSBIホールディングス（本取引の成立に重要な影響を与えることを考慮したためです。）からの独立性に問題がないことを改めて確認の上、本取引に係る対象者のファイナンシャル・アドバイザーとしてSBI証券（注2）を、本取引に係る対象者の第三者算定機関として株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）を、本取引に係る対象者のリーガル・アドバイザーとして熊谷・田中・津田をそれぞれ選任することを承認し、熊谷・田中・津田から受けた本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本取引に関する留意点等についての法的助言を踏まえ、対象者グループの企業価値の向上及び対象者の一般株主の皆様の利益の

確保の観点から、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための社内における検討体制の構築を開始したとのことです。

(注2) SBI証券の報酬には、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬が含まれているとのことですが、対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行や仮に本取引が不成立となった場合に対象者に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等を勘案し、成功報酬が含まれていることをもってSBI証券の独立性が否定されるわけではないと判断しているとのことです。また、対象者は、SBI証券の本取引からの独立性に関しては、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反関係を排除又は遮断する措置及び熊谷・田中・津田からの法的助言も踏まえ、実際にSBI証券とのアドバイザー・サービス契約において上記措置を講じることを規定した上で、本特別委員会の承認も経て、SBI証券をファイナンシャル・アドバイザーに選任することとしたとのことです。

また、対象者は、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注3)や支配株主による従属会社の買収取引にも該当しませんが、第一次意向表明書は対象者株式の非公開化を伴う提案を含むものであったことから、熊谷・田中・津田の助言を踏まえ、企業買収行動指針及び経済産業省が2019年6月28日に公表した「公正なM&Aの在り方に関する指針」(以下「公正M&A指針」といいます。)に則り、本取引に関する対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する観点から、2025年7月14日開催の対象者取締役会決議により、対象者グループ、公開買付者を含む本第二次候補者、SBIホールディングス及び本取引の成否のいずれからも独立した対象者の独立社外役員3名(中村隆夫氏(対象者社外取締役、和田倉門法律事務所パートナー弁護士、株式会社松屋社外取締役(監査等委員)、株式会社Lightblue社外取締役)、香月壯一氏(対象者社外取締役、株式会社コルポート社外取締役)及び高木政秋氏(対象者常勤社外監査役、公認会計士)(注4))によって構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置したとのことです。本特別委員会の設置等の経緯、具体的な諮問事項、検討の経緯及び判断内容については、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。

(注3) 「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け(公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって公開買付対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。)をいいます。

(注4) 公正M&A指針において、特別委員会の構成員は、原則として社外取締役を選任することが望ましいとされていますが、対象者社外取締役である加藤祐子氏は、本特別委員会の設置当時、対象者社外取締役への就任からの期間が3ヶ月と対象者の経営に関与した期間が短いこと等を考慮し、より対象者の状況を熟知した常勤社外監査役である高木政秋氏を本特別委員会の委員に選任することとしたとのことです。

なお、対象者は、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、2025年7月14日に開催された特別委員会において、本取引に係る対象者のファイナンシャル・アドバイザーとしてSBI証券を、第三者算定機関として赤坂国際会計を、リーガル・アドバイザーとして熊谷・田中・津田を選任することについて、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、承認を受けているとのことです。また、本特別委員会は、同日開催の特別委員会において、独自のリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業(以下「西村あさひ」といいます。)を選任するとともに、SBI証券及び赤坂国際から本特別委員会も専門的助言を受けることを承認しているとのことです。

その後、第一次意向表明書が公開された情報に基づく提案であったことから、対象者は、本第二次候補者から提案された第一次意向表明書の内容のうち、特に取引の経済条件について、対象者の現在の財務状況及び将来計画を根拠とした現実的な実現可能性及び精度の高い提案内容として確認を行うことを目的として、2025年8月5日以降、本第二次候補者に対して、対象者に関心を寄せた背景及び目的、想定取引ストラクチャー、取引の経済条件、取引実施後の経営方針並びに取引の対価の支払いに係る資金調達方法等について記載した法的拘束力のない追加意向表明書(以下「追加意向表明書」といいます。)を提出するよう求めるプロセスを開始したとのことです。かかるプロセスにおいては、同年8月4日開催の取締役会において、岩崎氏から提案を受けた譲渡対象事業の分離・譲渡による財務体質の改善、また、足元における最新の業績や将来の見通しを踏まえた対象者の2025年12月期から2030年12月期までの5期分の事業計画(以下「本事業計画」といいます。)を対象者取締役、執行役員及び従業員で組成されたチームで策定しており、その後、対象者の取締役会及び本特別委員会における検討を経て承認の上、本第二次候補者に対する開示及び説明を行い、また、本第二次候補者による対象者へのマネジメント・インタビューを実施し、その結果、同年9月2日までに、公開買付者及びA社を含む計3社から追加意向表明書を受領したとのことです。

なお、本事業計画については、対象者から本特別委員会の各委員に対して随時説明を行っており、2025年8月4日に開催された本特別委員会において、過度に保守的なものではなく、公開買付者を含む本第二次候補者、SBIホールディングスのいずれからも独立したプロジェクトチーム（対象者の役職員4名で構成されており、取締役事業企画本部長である柳澤卓二氏を含みます。以下「本プロジェクトチーム」といいます。）によって作成されており、岩崎氏及びSBI証券は本事業計画の作成に一切関与していない等、策定に至る経緯・過程を踏まえ、内容に特段不合理な点は認められないとの確認を得ているとのことです。

その後、対象者は、追加意向表明書の内容について、本特別委員会にも意見を求めつつ、対象者の企業価値向上及び株主利益の確保の観点から慎重に検討を行った結果、スキームとしての実現可能性や確実性、シナジー効果の具体性、また、企業価値向上に直結するであろう将来性・発展性といった諸点において、また、提案価格においても、A社以外の事業会社（以下「B社」といいます。）及び公開買付者からの提案が優れていたことから、本第二次候補者のうち、公開買付者及びB社の2社を最終入札の候補として選定の上、対象者に対するデュー・ディリジェンス等の機会を与えることが望ましいと判断し、同年9月8日開催の取締役会にて了承を得るとともに、同日開催の本特別委員会において審議・検討を行い、かかる方針について承認を得たとのことです。

これを受けて、対象者は、同年9月12日以降、法的拘束力のある最終提案書（以下「最終意向表明書」といいます。）の提出等を求める本第二次入札プロセスを開始し、公開買付者及びB社の2社に対して、両者の公平性・公正性や競争法に係るいわゆるガン・ジャンピング（注5）規制に留意しつつ、対象者に対する事業、財務・税務、法務、人事・労務、IT・システム等に関する本格的なデュー・ディリジェンスや対象者の経営陣及び実務者へのインタビュー等の機会を提供したとのことです。かかるプロセスを経た結果、最終意向表明書の提出期限として定めた同年11月12日までに、対象者は、公開買付者及びB社の2社から、上記デュー・ディリジェンスや面談等の結果等を踏まえた法的拘束力のある最終意向表明書を受領したとのことです。

（注5）「ガン・ジャンピング」とは、M&A取引において、企業結合が法的に承認される前に、当事会社間の価格や顧客との取引条件等の競争上の機微情報の交換を行い、事業者間の公正な競争を阻害するような事業の統合・協調を図る行為のことです。

公開買付者からは、本公開買付価格等の諸条件について、本公開買付価格を1,310円～1,410円（第二次意向表明書の提出日の前営業日である2025年11月11日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値460円に対して184.78～206.52%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値456円に対して187.28～209.21%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値536円に対して144.40～163.06%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値481円に対して172.35～193.14%のプレミアムを加えた価格）として、法的拘束力のある第二次意向表明書を受領したとのことです。これに対し、同日に、対象者及び本特別委員会は、公開買付者からの最終意向表明書においては本公開買付のスキームについて柔軟に検討する意向が示されたことから、SBIホールディングスにおいて、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用され、これに伴い一定の税務メリットが発生することが見込まれることを踏まえ、本自己株式取得価格を仮にSBIホールディングスが本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が同額となる金額を基準として設定しつつ、本自己株式取得価格を抑え、対象者の少数株主の皆様への配分をより多くすることで、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることができるストラクチャーについて、その採用を検討するよう公開買付者に要請したとのことです。

上記のプロセスにもかかわらず、既に最終意向表明書の提出期限が終了した後の同年11月14日、突如として、B社から、対象者の本プロジェクトチーム宛て電子メールにて修正版の最終意向表明書（以下「B社修正版最終意向表明書」といいます。）が送付され、対象者はこれを受信したとのことです。このため、対象者は、同日開催の対象者取締役会及び本特別委員会において審議・検討を行い、B社修正版最終意向表明書については、法的拘束力が付与されているものの、企業買収行動指針に記載される真摯な提案であること及び最終かつ最良の提案であることの確認を行う必要があること、また、株主利益を確保した上で本第二次入札プロセスにおける候補者間の取扱いを公平にするためには、公開買付者に対して再提案の機会を与えることが望ましいと判断したとのことです。これを受けて、対象者は、B社に対して、B社修正版最終意向表明書が最終かつ最良の提案であることを複数回にわたって確認を得るとともに、公開買付者に対しては、同年11月14日、同年11月21日までを提出期限として、自己株式取得併用ストラクチャーの採用やその他諸条件に関する再提案の可否について打診したとのことです。

その後、同年11月21日に同日開催の取締役会に先んじ、公開買付者から、1株当たりの株式価値を1,500円（提案日の前営業日である2025年11月20日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値468円に対して220.51%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値453円に対して231.13%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値527円に対して184.63%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値484円に対して209.92%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格については1円とすること及び自己株式取得併用ストラクチャーについて採用可能である旨の内容を含んだ最終意向表明書を受領したことから、対象者は、公開買付者及びB社から提出された各最終意向表明書の内容について対象者の企業価値向上及び株主利益の確保の観点から慎

重に検討を行った結果、公開買付者から提示された本公開買付価格及び株式価値評価額がB社から提示された公開買付価格及び株式価値評価額を上回るものであり、対象者の株主利益の確保に繋がると評価できたこと等を含めて総合的に判断し、同年11月21日開催の取締役会において、公開買付者を最終候補者として選定した後、公開買付者と優先的に交渉を行い、公開買付者との間での速やかな本取引の公表を目指すことが対象者の企業価値の向上及び株主利益の確保に資すると考えたことから、対象者は公開買付者に対し、同年11月21日、本取引の公表時期として対象者が想定していたスケジュールを踏まえ2026年1月21日までを独占協議期間とする独占協議権を付与したとのことです。

なお、かかる最終候補者の選定及び方針については、同日開催の本特別委員会において報告の上、承認を得ているとのことです。

独占協議権を付与した後、対象者は、2025年11月27日開催の特別委員会において、本特別委員会から公開買付者に対して、本取引の目的及び背景、本取引実行後の経営方針等や更なる公開買付価格の引上げの余地がないか確認を行う質問状を送ることとしました。対象者は、同年12月4日に公開買付者から回答を受領し、同年12月5日開催の特別委員会において、本取引の目的及び背景、本取引実行後の経営方針等について確認し、公開買付者からは本公開買付価格の引上げの余地がないことについての回答を受領し、本公開買付価格の引上げの余地がないことについて確認したとのことです。また、対象者は、同年12月10日に、公開買付者にみなし配当の額を計算するために必要な情報を提供し、公開買付者から、本自己株式取得が行われた場合のSBIホールディングスの税引後手取り額として計算される金額が、仮にSBIホールディングスが本公開買付けに応じた場合に得られる税引後手取り額と同額となるよう算出された本公開買付価格が1,693円、本自己株式取得価格が1,189円となることを確認したとのことです。

以上の経緯の下で、対象者は、2025年12月15日開催の取締役会において、熊谷・田中・津田から受けた法的助言、SBI証券から受けた財務的見地からの助言及び赤坂国際会計より2025年12月12日付で取得した対象者株式に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（赤坂国際会計）」）といたします。）及び本公開買付価格の公正性に関する意見書（以下「本フェアネス・オピニオン」といたします。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から2025年12月12日付で取得した答申書（以下「本答申書」といたします。）において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に検討・協議を行ったとのことです。

その結果、対象者としても、以下のとおり、本取引は対象者の企業価値の向上に資するとの結論に至ったとのことです。

対象者が本取引によって実現可能と考える具体的なシナジーは、以下のとおりとのことです。

ア．公開買付者グループの保有する医療機関ネットワークに対する経営支援・業務支援のクロスセル

公開買付者は、全国4.8万人の営業職員、108の支社、1,440の拠点、約300名の法人営業担当で営業体制を構築しております。さらに、200以上の企業・自治体・保険者等に対し、ヘルスケアサービスの提供を行っている上、国内に1,519万人の顧客基盤、取引企業数34.8万社を有し、47都道府県・295市町村との連携協定を結んでおります。また、公開買付者グループのニッセイ情報テクノロジー株式会社の主要取引先として約1,700の医療機関ネットワークや株式会社ニチイホールディングスの約7,000の契約医療機関を有しています。公開買付者グループとの連携により対象者の営業体制の強化と取引先の拡大が図れるとともに、経営支援・業務支援のクロスセルを考えているとのことです。

イ．「ニッセイ医療費白書」を起点とする“公開買付者ならではの自治体支援モデル”の確立

「ニッセイ医療費白書」は、国が推進するEBPM（注6）の起点として、医療費や健康関連データの現状を可視化する重要な役割を担っております。対象者は、「ニッセイ医療費白書」を基盤に、データ分析から健康施策の立案、さらに施策の実効化や行動変容支援までを一気通貫で提供するモデルの構築を目指すとのことです。単なるデータ提示にとどまらず、地域住民の健康リテラシー向上やPHRの普及活動を通じて、生活習慣の改善や予防行動の促進を後押しするとのことです。結果として、個人の健康意識を高め、地域全体での行動変容を実現することが可能と考えているとのことです。

（注6）「EBPM」とは、Evidence Based Policy Makingの略で、証拠に基づく政策立案のことを指し、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするとのことです。

ウ．企業・保険者向けの人的資本経営支援サービスなどサービスの高度化

これまで対象者が収集・蓄積した大規模診療データベースを活用した将来予測の高度化により、企業・保険者・自治体に対するコンサルティングの質をさらに高めることが可能と考えているとのことです。具体的には、従業員の健康リスクを踏まえた生産性向上への貢献や医療費予測に基づく保険者向け医療費シミュ

レーションの提供など、健康経営の推進や医療費適正化に向けた戦略的な意思決定についてこれまで以上に高付加価値なサービスを実現することが可能と考えていることです。

エ．新たな商品・サービスの創出

これまで対象者が収集・蓄積した大規模診療データベースを活用し、公開買付者の保険事業や公開買付者グループの事業の高度化を実現することで、対象者にとって新たな商品・サービスを創出する機会があると考えているとのことです。具体的には、公開買付者グループで確立する唯一無二のヘルスデータの分析を行うことで、これまで把握・分析が困難だった層の健康リスク評価や、将来に向けた変化予測・病気の早期発見等が可能になると考えているとのことです。それを顧客提供価値として、新たな保険商品設計やサービスの創出に繋げることで、新たなマーケットを創造していくことが可能になると考えているとのことです。

他方で、対象者株式の非公開化を行った場合には、資本市場からエクイティ・ファイナンスにより資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として対象者が享受してきた社会的な信用力や知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等に影響を及ぼす可能性が考えられるとのことです。しかしながら、公開買付者と同一グループとなり、公開買付者が有する社会的信用力や資金調達力等を生かすことで、その影響を最小限のものとすることができると考えているとのことです。加えて、対象者の社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等は事業活動を通じて獲得される部分もあること、対象者がこれまで培ってきたブランド力や知名度により非公開化が人材確保に与える影響は大きくないと考えられること、対象者が公開買付者の完全子会社となることによる重大な影響を及ぼすようなディスシナジーは特段生じないと考えられること、また、SBIホールディングスとは必要に応じた協力関係を保ちながら事業を展開しているとのことです。同社が株主でなくなることにより関係が終了したとしても事業上の影響は局所的であるなど、非公開化及び公開買付者の完全子会社となることのデメリットは限定的であると考えており、対象者株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回ると判断したとのことです。

以上より、対象者は、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとの結論に至ったとのことです。

その上で、対象者は、本公開買付価格について、()市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定結果の上限値を上回る金額であること、()本特別委員会は、赤坂国際会計において株式価値評価に用いられた算定方法等について、赤坂国際会計及び対象者から、評価手法の選択、DCF法による算定の基礎となる本事業計画の作成方法・作成過程及び内容、割引率の算定根拠等について説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかったこと、()本公開買付価格(1,693円)は、対象者株式の2025年12月12日の東京証券取引所プライム市場における終値462円に対して266.45%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値470円に対して260.21%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値500円に対して238.60%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値495円に対して242.02%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であるところ、かかる金額は、2023年1月1日以降に公表され、2025年11月末時点で成立済みの国内上場会社(投資法人を除く。)の非公開化を目的とした公開買付けの事例(MBO、連結子会社又は関連会社の完全子会社化等、二段階公開買付けのうち特定株主からの取得を目的としている事例、公開買付け公表時において同意なき公開買付けとして実施されている事例、対抗的な公開買付けである事例、公表前営業日・過去1ヶ月間の終値単純平均値・過去3ヶ月間の終値単純平均値・過去6ヶ月間の終値単純平均値の全てに対するプレミアムがマイナスとなっている事例、公開買付け公表前にリーク報道又は憶測報道があった事例を除きます。)におけるプレミアムの事例73件(プレミアムの中央値は公表日前営業日対比が43.61%、過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して43.77%、過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して45.76%、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して44.41%、プレミアムの平均値は公表日前営業日対比が56.85%、過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して55.95%、過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して57.15%、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して56.48%)と比較して高く、算定価格のレンジの上限をいずれも上回っており、対象者の少数株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格水準であること、()仮に本取引が実行されなかった場合には、今後、対象者が単独では上場維持基準の1つである流通株式時価総額100億円以上の基準を充足することができない可能性があること、()本公開買付価格は、本入札プロセスを実施することにより、複数の候補者間における競争原理に晒された中で提案された価格であること、()本公開買付価格は、対象者において、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で決定された価格であり、「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されていることから、対象者の少数株主への配慮がなされていると認められ、本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で決定された価格であることを受け、本公開買付価格は対象者の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。また、本新株予約権買付価格は、設定された業績要件を達成する可能性が極めて低いことや、仮に公開買付者が本公開買付けにより本新株予

約権を取得したとしてもこれらを行使することができないことから、本新株予約権のいずれについても1円とすることを踏まえ本新株予約権買付価格についてもその価格の妥当性が否定される水準ではないと判断したとのことです。

なお、対象者は、2025年10月14日付「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、2025年12月期の通期連結業績予想の下方修正を行っているとのことです。当該下方修正は、データ利活用サービスにおいて、2025年12月期第3四半期まで過去最高売上高で推移しているものの、通期業績予想に対して売上が見込める見込先案件数の不足により売上高が当初予想を下回る見通しであること、及び、クラウド型健診システム「アルファ・サルス」において導入設置活動に時間を要し、期初計画から大幅に遅れていることを要因とするものであり、対象者が意図的に対象者株式の株価を下げる目的で当該下方修正を策定及び公表したのではないとのことです。

以上より、対象者は、2025年12月15日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本新株予約権買付価格が1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、本新株予約権は、譲渡による取得について対象者取締役会の承認を要するものとされておりますが、対象者は、2025年12月15日開催の取締役会において、本新株予約権者の皆様がその所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて、本公開買付けが成立することを条件として包括的に承認することを決議したとのことです。

上記取締役会決議の詳細は、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、公開買付者グループと対象者との間のシナジー発現を含む企業価値最大化を実現していくために、本取引後も対象者の現経営陣に会社運営を担っていただきたいと考えております。公開買付者からの取締役等の派遣につきましては、対象者との協議を踏まえて検討する予定です。本取引後の役職員の雇用及び処遇につきましては、現時点において現状から変更することは予定しておりません。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、公開買付者は対象者株式を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することは予定されておらず、本公開買付けを含む本取引はMBOにも該当しません。もっとも、公開買付者が対象者のその他の関係会社であり筆頭株主であるSBIホールディングスとの間で()SBIホールディングスが所有する本不応募株式について本公開買付けに応募しないこと、()本公開買付けの成立後に対象者の株主を公開買付者及びSBIホールディングスのみとするために対象者が行う本株式併合の実施に必要な対象者株主総会に上程される議案に賛成の議決権を行使すること、()本株式併合の効力発生後に対象者が実施する本自己株式取得に応じて本不応募株式を売却すること等を内容を含む本不応募契約を締結するため、SBIホールディングスと対象者の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があったこと、本公開買付けは対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引の一環として実施されること等を考慮し、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保しつつ、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の公正性及び透明性を担保するため、以下の措置を講じております。

なお、公開買付者としては、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(majority of minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けにおける買付予定数の下限が高くなり、本公開買付けの成立を不安定にし、応募する対象者の少数株主の皆様の利益に資さない可能性が認められることを踏まえ、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(majority of minority)の買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者及び対象者において以下の措置を講じていることから、対象者の少数株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

入札手続の実施

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、2025年4月23日に、A社から対象者との組織再編取引をすることに関心を示した提案書を受領したことを受け、企業買収行動指針に則り慎重に検討を行い、同年6月6日以降、複数の候補者を対象とする本第一次入札プロセス及び本第二次入札プロセスの二段階で構成される入札手続を実施し、公開買付者を含む事業会社の計2社を最終入札の候補として選定の上、対象者に対するデュー・ディリジェンス等の機会を与え、同年11月21日までに、公開買付者及び事業会社の2社から、最終意向表明書を受領したとのことです。

対象者は、最終意向表明書の内容について対象者の企業価値向上及び株主利益の確保の観点から慎重に検討を行った結果、公開買付者から提示された本公開買付価格及び株式価値評価額が本第二次入札プロセスに参加した他の事業会社から提示された公開買付価格及び株式価値評価額を上回るものであり、対象者の株主利益の確保に繋がると評価できたこと等を含めて総合的に判断し、公開買付者を最終候補者として選定し、公開買付者と優先的に交渉を行い、公開買付者との間での速やかな本取引の公表を目指すことが対象者の企業価値の向上及び株主利益の確保に資すると考えたことから、対象者は公開買付者に対し、11月21日、本取引の公表時期として対象者が想定していたスケジュールを踏まえ2026年1月21日までを独占協議期間とする独占協議権を付与したとのことです。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、外部の第三者算定機関として、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2025年12月12日付で株式価値算定書(以下「公開買付者株式価値算定書」といいます。)を取得しました。

公開買付者株式価値算定書の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」をご参照ください。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

() 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者は、下記「 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載する諮問事項を検討するにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、対象者グループ、公開買付者を含む本第二次候補者及びSBIホールディングスのいずれからも独立した第三者算定機関である赤坂国際会計に対し、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2025年12月12日付で本株式価値算定書(赤坂国際会計)及び本フェアネス・オピニオンの提出を受けているとのことです。なお、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、設定された業績要件を達成する可能性が極めて低いことや、仮に公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれらを行行使することができないことから、本新株予約権買付価格が1円と決定されており、対象者は第三者算定機関から算定書及び

本新株予約権買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。赤坂国際会計は、対象者グループ、公開買付者及びSBIホールディングスのいずれの関連当事者にも該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、本取引に係る赤坂国際会計の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。また、本特別委員会は、2025年7月14日開催の本特別委員会において、赤坂国際会計の専門性及び独立性に問題がないことから、対象者の第三者算定機関として承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しているとのことです。

（ ）算定の概要

赤坂国際会計は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所プライム市場に上場していることから市場株価法を、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による対象者株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法をそれぞれ算定方法として採用し、対象者株式の株式価値の算定を行っているとのことです。

赤坂国際会計によれば、上記の各手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	462円～500円
類似会社比較法	340円～742円
DCF法	1,006円～1,437円

市場株価法では、本公開買付けに対する意見表明に係る対象者取締役会決議日の前営業日である2025年12月12日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日終値462円、過去1ヶ月間の終値単純平均値470円、過去3ヶ月間の終値単純平均値500円及び過去6ヶ月間の終値単純平均値495円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を462円から500円までと算定しているとのことです。

次に、類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む類似上場会社としてエムスリー株式会社、株式会社エス・エム・エス、株式会社JMDC、株式会社エムティーアイ、ジェイフロンティア株式会社、株式会社ケアネット、株式会社GENOVA、株式会社メディカルネット、株式会社マーズ及び株式会社Welbyを選定した上で、事業価値に対するE B I T D Aの倍率を用いて対象者株式の株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を、340円から742円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した2026年12月期から2030年12月期までの5期分の事業計画における財務予測や、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2025年12月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,006円から1,437円までと算定しているとのことです。割引率は加重平均資本コストとし、8.18%～9.50%を採用しているとのことです。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、永久成長率は1.0%～1.0%として、対象者株式の1株当たりの株式価値を算定しているとのことです。

赤坂国際会計がDCF法で算定の前提とした対象者の財務予測の具体的な数値は以下のとおりであり、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2026年12月期においては、カルテコ事業の切り離しやEBM事業においては主にDPC、健保・保険者向けの年間契約の増加やAct事業においてはMDV Actの資料分析パックや地域連携分析ツール、MDV Act Linkの導入による売上高の増加による利益率の改善に伴い、営業利益、E B I T D A、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおり、2027年12月期から2029年12月期においては、EBM事業においてはAIサービス×コンサルティングの新規の売上高を見込むことやAct事業においては2027年以降導入を計画しているMDV Act Link（AIサービス）の売上高への貢献による売上高の増加による利益率の改善に伴い、営業利益、E B I T D A、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいるとのことです。

また、本取引の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に対する影響を具体的に見積もることが困難であるため、事業計画には加味されていないとのことです。なお、本特別委員会は、対象者から事業計画案の内容、重要な前提条件等について説明を受け、事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について合理性を確認し、承認しているとのことです。

（単位：百万円）

	2025年12月期	2026年12月期	2027年12月期
売上高	6,727	8,280	9,621
営業利益	275	1,417	2,240
E B I T D A	387	1,502	2,295
フリー・キャッシュ・フロー	138	780	1,280

(単位：百万円)

	2028年12月期	2029年12月期	2030年12月期
売上高	11,885	13,864	15,884
営業利益	3,842	5,202	6,601
E B I T D A	3,872	5,230	6,628
フリー・キャッシュ・フロー	2,148	3,141	4,089

() フェアネス・オピニオンの概要

対象者は、2025年12月12日、赤坂国際会計から、本公開買付価格である1株当たり1,693円は対象者の一般株主にとって財務的見地から公正なものである旨の本フェアネス・オピニオンを取得しているとのことです。本フェアネス・オピニオンは、対象者が作成した本事業計画に基づく株式価値算定の結果等に照らして、本公開買付価格である1株当たり1,693円が、対象者の一般株主にとって財務的見地から公正なものであることを意見表明するものとのことです。なお、本フェアネス・オピニオンは、赤坂国際会計が、対象者から、対象者の事業の現状、本事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した対象者の株式価値算定の結果に加えて、本公開買付けの概要、背景及び目的に係る対象者との質疑応答、赤坂国際会計が必要と認めた範囲内での対象者の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討等を経て発行されているとのことです(注1)。

(注1) 赤坂国際会計は、本フェアネス・オピニオンを作成するにあたって対象者から提供を受けた基礎資料及び一般に公開されている資料、並びに対象者から聴取した情報が正確かつ完全であることを前提としており、また、その正確性、完全性について、独自の調査、検証を実施しておらず、その義務を負うものではないため、これらの資料の不備や重要事実の不開示に起因する責任を負わないとのことです。赤坂国際会計は、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた本事業計画その他の資料が、当該資料の作成時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、その実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明するものではないとのことです。赤坂国際会計は、法律、会計又は税務の専門機関ではないため、本公開買付けに関する法律、会計又は税務上の問題に関して何らかの見解を述べるものでもなければ、その義務を負うものでもないとのことです。

赤坂国際会計は、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、対象者及びその関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、これらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けていないため、対象者及びその関係会社の支払能力についての評価も行っていないとのことです。本フェアネス・オピニオンは、本特別委員会が対象者から委嘱を受けた事項に対する答申を行うに際しての検討に供する目的で、本公開買付価格の公正性に関する意見を財務的見地から表明したものであるため、本公開買付けの代替的な選択肢となり得る取引との優劣、本公開買付けの実施によりもたらされる便益、及び本公開買付け実行の是非について、何らの意見を述べるものではないとのことです。本フェアネス・オピニオンは、対象者の発行する有価証券の保有者、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見も述べるものではないため、赤坂国際会計は本フェアネス・オピニオンに依拠した株主及び第三者の皆様に対して何らの責任も負わないとのことです。赤坂国際会計は、対象者への投資等を勧誘するものではなく、その権限も有していないため、本フェアネス・オピニオンは株主の皆様に対して本公開買付けに関する応募その他のいかなる行動も推奨するものではないとのことです。本フェアネス・オピニオンは、本公開買付価格が、対象者の一般株主にとって財務的見地から公正か否かについて、本フェアネス・オピニオンの提出日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、同日までに赤坂国際会計に供され又は赤坂国際会計が入手した情報に基づいて、同日時点における意見を述べたものであり、今後の状況の変

化によりこれらの前提が変化しても、赤坂国際会計はその意見を修正、変更又は補足する義務を負わないとのことです。本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではないとのことです。

対象者における独立したリーガル・アドバイザーからの助言の取得

対象者は、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者グループ、公開買付者を含む本第二次候補者及びSBIホールディングスのいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして熊谷・田中・津田を選任し、本公開買付け及びその後の一連の対する対象者取締役会の意思決定方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのことです。なお、熊谷・田中・津田は、対象者グループ、公開買付者及びSBIホールディングスのいずれの関連当事者にも該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、熊谷・田中・津田の報酬は、時間単位の報酬のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用していないとのことです。

対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

() 設置等の経緯

対象者は、対象者において本取引の是非につき審議及び決議するに先立ち、本取引に係る対象者取締役会の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2025年7月14日開催の対象者取締役会決議により、対象者の独立社外取締役である中村隆夫氏（対象者社外取締役、和田倉門法律事務所パートナー弁護士、株式会社松屋社外取締役（監査等委員）、株式会社Lightblue社外取締役）及び香月壯一氏（対象者社外取締役、株式会社ココレポート社外取締役）、並びに対象者の独立社外監査役である高木政秋氏（対象者常勤社外監査役、公認会計士）の3名によって構成される、対象者グループ、公開買付者を含む本第二次候補者及びSBIホールディングスのいずれからも独立した本特別委員会を設置したとのことです。なお、対象者は、本特別委員会の委員として設置当初からこの3名を選定しており、中村隆夫氏を委員長とし、本特別委員会の委員を変更した事実はなく、また、対象者は、本特別委員会の委員への選定に際して、中村隆夫氏、香月壯一氏及び高木政秋氏が、対象者グループ、公開買付者及びSBIホールディングスのいずれの間でも重要な利害関係を有していないことを確認しているとのことです。なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされており、当該報酬には、本取引の成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

その上で、対象者は、本特別委員会に対し、(a)本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するものであるかを含む。）、(b)本取引の取引条件の妥当性（本取引の実施方法や対価が妥当であるかを含む。）、(c)本取引に至る交渉過程等の手続（候補者の選定プロセスを含む。）の公正性、及び(d)本取引を行うことが対象者の一般株主（東京証券取引所有価証券上場規程第441条の2における「少数株主」と同義です。）にとって不利益ではないかについて諮問し、これらの事項についての答申書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。その後、対象者は、2025年12月8日開催の対象者取締役会決議により、本特別委員会に対し、上記(a)乃至(d)に加え、(e)対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非について諮問したとのことです（(a)乃至(e)の諮問事項を総称して、以下「本諮問事項」といいます。）

さらに、対象者取締役会は、本特別委員会に対しては、候補者の選定プロセス及び候補者との交渉について、事前に方針などの報告を受け、合理性、妥当性、公正性の観点から検討した上で、必要に応じて指示・要請を行う権限（なお、この場合、対象者及びアドバイザーは、本特別委員会からの意見、指示及び要請を最大限尊重することとされています。）、本特別委員会が必要と判断した場合、本特別委員会が候補者と直接に協議・交渉を行うことができる権限、取締役、従業員その他の必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めることができる権限、並びに対象者の負担において、本特別委員会のアドバイザーを選任する権限（なお、本特別委員会は、対象者のアドバイザーが高い専門性を有しており、独立性にも問題がないなど、本特別委員会として対象者のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、対象者のアドバイザーに対して専門的助言を求めることができるとされています。）を付与することを決議しているとのことです。また、本特別委員会への諮問にあたり、対象者取締役会は、対象者取締役会において本取引に係る決定を行うに際しては、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、本取引を行う又は本取引に賛同する旨の意思決定を行わないことを決議しているとのことです。

() 検討の経緯

本特別委員会は、2025年7月14日から2025年12月12日までの間に合計10回にわたって開催されたほか、各会日間においても電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定を行い、本諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、本特別委員会は、対象者から、本取引の提案を受けた経

緯、本取引の目的、事業環境、事業計画、経営課題等に関する説明を受け、質疑応答を行い、また、公開買付者から、本取引を提案するに至った経緯及び理由、本取引の目的、本取引の諸条件等について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。加えて、本特別委員会は、交渉担当者から適時に状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することができることを確認しているとのことです。さらに、赤坂国際会計から対象者株式価値の算定方法及び結果に関する説明を受けているとのことです。その後、本特別委員会は、対象者から、公開買付者と対象者との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、本公開買付価格につき、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり交渉が行われ、公開買付者との間で本公開買付価格について1,693円という最終的な合意に至るまで、公開買付者に対して本公開買付価格の増額を要請すべき旨を対象者に意見する等して、公開買付者との交渉過程に関与したとのことです。さらに、西村あさひから特別委員会の意義・役割等を含む本取引の手續面における公正性を担保するための措置、並びに本取引に係る対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置及び本取引に関する説明を受け、それぞれ、質疑応答が行われるとともに、対象者及びSBI証券からは本取引の諸条件の交渉経緯及び決定過程等に関する説明を受け、質疑応答が行われ、当該算定結果の合理性について検討したとのことです。

また、本特別委員会は、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるSBI証券、第三者算定機関である赤坂国際会計、対象者のリーガル・アドバイザーである熊谷・田中・津田及び本特別委員会のリーガル・アドバイザーである西村あさひについて、それぞれの独立性、専門性及び実績等を確認した上でこれらの選任を承認しているとのことです。

本特別委員会は、このように本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2025年12月15日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。

() 判断内容

(a) 答申内容

ア．本取引は、対象者の企業価値向上に資するものと認められ、本取引の目的は合理的であると考えられる。

イ．本取引の条件は、実施方法及び対価を含め、妥当であると考えられる。

ウ．本取引に至る交渉過程等の手續は、候補者の選定プロセスを含め、公正であると考えられる。

エ．本取引を行うことは、対象者の一般株主にとって不利益ではないと考えられる。

オ．対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明すること、及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であると考えられる。

また、本新株予約権者に対して、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の判断に委ねることも、妥当であると考えられる。

(b) 答申理由

ア．本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値の向上に資するかを含む。）

対象者グループは、本中期経営計画について、単独での実現に向けて営業努力を継続することができると考えているものの、対象者グループの各事業は、景気動向、金利動向、診療報酬の動向、医療保険制度変更の動向等の影響を受けやすいため、景気の悪化、診療報酬のマイナスとなるような改定等、医療保険制度の変更等により市場が順調に拡大しない可能性等、諸情勢に変化があった場合には、データネットワークサービス及びデータ利活用サービスの年間契約数の減少や1契約当たりの契約金額の減少等により、対象者グループの業績等に影響を及ぼす可能性があり、これらの各リスク要因によっては、本中期経営計画の実現が困難となる可能性もあり、また、対象者は、2024年12月31日時点において、東京証券取引所プライム市場における上場維持基準である流通株式時価総額100億円以上の基準を充足しておらず、対象者にとって、流通株式時価総額の増加による上場維持基準の充足が、喫緊の経営課題となっている。対象者は、事業推移自体は順調であると見込んでいたものの、収益化に時間を要するBtoC向けのカルテコ事業への集中投資を行いつつ、既存のBtoB向けのデータネットワークサービス及びデータ利活用サービスの成長を両立させるのは困難な中で、当該各リスク要因の低減を図り、又は、流通株式時価総額の課題の解消を図るべく、他社との連携を行い、外部資源を活用しようとするに至った。そこで、対象者では、対象者を取り巻く事業環境を踏まえて対象者グループが成長を果たしていくための方策に関する様々な検討を行い、BtoBを中心とした事業ポートフォリオへの見直しを行うとともに、譲渡対象事業を対象者の代表取締役社長である岩崎氏に売却することで、事業の選択と集中を進めることが対象者グループにとって必須であると考えに至った。

以上を踏まえ、本取引の目的は、対象者グループが成長を果たしていくための方策として、事業の選択と集中を進めることにあると考えられる。対象者を取り巻く事業環境を踏まえると、事業の選択と集中の推進を実行することは、対象者の企業価値の向上に資するものと考えられ、また、公開買付者及び対象者

が想定する事業の選択と集中を実現するためには、非公開化が必要であるという公開買付者及び対象者の説明にも不合理と認められるところはない。そして、公開買付者及び対象者が想定する本取引のシナジーは、いずれも実現可能性を疑わせる不合理な点はなく、本取引における目的の実現及び対象者の企業価値の向上に資すると考えられる。また、非公開化のデメリットは限定的であり、対象者株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回るとの説明にも特段不合理な点は認められない。さらに、公開買付者が想定する本取引後の経営方針についても不合理な点は認められない。

以上の検討結果を踏まえると、本取引は、対象者の企業価値向上に資するものと認められ、本取引の目的は合理的であると考えられる。

イ．本取引の取引条件の妥当性（本取引の実施方法や対価が妥当であるかを含む。）

本入札プロセスは、対象者及び本特別委員会が対象者の企業価値向上の観点から慎重な検討及び協議を行った上で進められたものである。本取引の取引条件は、本入札プロセスの結果として合意されたものであり、本特別委員会は、各本入札プロセスにおける候補者の選定等の重要な局面において、対象者並びにSBI証券及び熊谷・田中・津田より、各候補者から提出された意向表明書の内容や、各候補者との交渉の経緯及び内容等について、適時に報告を受け、その方針等について審議・検討を行い、対象者に対して意見を述べた。また、本特別委員会は、対象者及び赤坂国際会計から、本事業計画の作成方法・作成過程及び内容、割引率の算定根拠等について説明を受け、質疑応答を行い、本事業計画が過度に保守的なものではなく、公開買付者を含む本第二次候補者及びSBIホールディングスのいずれからも独立した本プロジェクトチームによって作成されており、岩崎氏及びSBI証券は本事業計画の作成に一切関与していない等、策定に至る経緯・過程を踏まえ、その内容に不合理な点は認められないことを確認するとともに、赤坂国際会計から、対象者株式の価値算定内容及び算定手法等について説明を受け、質疑応答を行った。さらに、本特別委員会は、公開買付者が最終候補者に選定された以降においても、西村あさひ並びにSBI証券及び赤坂国際会計からの助言を踏まえ、公開買付者に対し、公開買付価格の引上げ余地の有無について確認を行っている。すなわち、独占協議権を付与した後、対象者は、本特別委員会から公開買付者に対して、本取引の目的及び背景、本取引実行後の経営方針等や更なる公開買付価格の引上げの余地がないか確認を行う質問状を送ることとし、対象者は公開買付者から受領した回答により、本取引の目的及び背景、本取引実行後の経営方針等について確認するとともに、本公開買付価格の引上げの余地がないことについて確認している。

本株式価値算定書（赤坂国際会計）によれば、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりであり、本公開買付価格は、いずれの算定手法においても算定結果の上限を上回っている。また、対象者は、赤坂国際会計から、本公開買付価格である1株当たり1,693円は対象者の一般株主にとって財務的に見地から公正なものである旨の本フェアネス・オピニオンを取得している。

市場株価法	: 462円～500円
類似会社比較法	: 340円～742円
D C F 法	: 1,006円～1,437円

本公開買付価格は、本答申書作成日である2025年12月12日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値462円に対して266.45%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値470円に対して260.21%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値500円に対して238.60%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値495円に対して242.02%のプレミアムが加算されたものであり、2023年1月1日以降に公表され、2025年11月末時点で成立済みの国内上場会社（投資法人を除く。）の非公開化を目的とした公開買付け事例（MBO、連結子会社又は関連会社の完全子会社化等、二段階公開買付けのうち特定株主からの取得を目的としている事例、公開買付け公表時において同意なき公開買付けとして実施されている事例、対抗的な公開買付けである事例、公表前営業日・過去1ヶ月間の終値単純平均値・過去3ヶ月間の終値単純平均値・過去6ヶ月間の終値単純平均値の全てに対するプレミアムがマイナスとなっている事例、公開買付け公表前にリーク報道又は憶測報道があった事例を除く。）におけるプレミアムの事例73件（プレミアムの中央値は公表日前営業日対比が43.61%、過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して43.77%、過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して45.76%、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して44.41%、プレミアムの平均値は公表日前営業日対比が56.85%、過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して55.95%、過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して57.15%、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して56.48%）と比較して、十分なプレミアムが付されていると認められる。

なお、本新株予約権については、公開買付者が本新株予約権を取得しても権利行使することができないと考えられ、かつ、現状の売上高に照らして行使条件を充足することは現実的に困難であることを踏まえると、本新株予約権買付価格を1円とすることは不合理なものではないと考えられる。

本スクイズアウト手続（下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手続をいう。以下同じ。）に係る方法は、本取引のような非公開化取引において一般的に採用されている方法であり、本取引の方法として妥当であると考えられる。また、本スクイズアウト

ト手続の条件は、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定・決定される予定であるところ、本スクイズアウト手続は、本公開買付けに続く手続として予定されているものであり、時間的に近接した両手続において交付される対価が同一のものとなるようにすることは合理的であると考えられる。また、本取引においては、本スクイズアウト手続の実行後に対象者による本自己株式取得の実施が予定されており、本自己株式取得価格は、本株式併合前の対象者株式1株当たり1,189円とされている。公開買付者によれば、かかる本自己株式取得価格は、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるSBIホールディングスが、本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額として計算される金額が、仮にSBIホールディングスが本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額として計算される金額と同額となるよう設定しているとのことであり、かかる本公開買付けと本自己株式取得を組み合わせたスキームを採用することで、SBIホールディングスが本公開買付けにより対象者株式を売却する場合と比較して一般株主が応募する本公開買付けの公開買付価格を高額に設定することができるとともに、SBIホールディングスが享受する税務メリットを一般株主に対して公平に分配していると評価することもできる。

対象者は、2025年10月14日付「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、2025年12月期の通期連結業績予想の下方修正を行っているものの、当該下方修正は合理的に見積もった数値を基礎として適時開示基準に該当したために開示に至ったものと認められ、対象者が意図的に対象者株式の株価を下げる目的で当該下方修正を策定及び公表したのではないと認められる。

本後続取引（譲渡対象事業を対象者が新たに設立する準備会社に吸収分割の方法により承継させる（以下「本吸収分割」という。）とともに、本公開買付けの成立を前提として、本吸収分割後の当該準備会社の全株式を対象者の代表取締役社長である岩崎氏に対して譲渡する取引をいう。以下同じ。）における譲渡対象事業の範囲及び譲渡価額を含む取引条件等に不合理な点は認められず、また、赤坂国際会計からの株式価値に関する助言を取得するなど取引の公正性を担保する措置も適切に講じられていることが認められたため、本特別委員会としては、本後続取引によって、本取引の取引条件の妥当性に影響を及ぼすものでないとする。

以上の検討結果を踏まえると、本取引の条件は、実施方法及び対価を含め、妥当であると考えられる。

ウ．本取引に至る交渉過程等の手続（候補者の選定プロセスを含む。）の公正性

本取引では、以下の各種の公正性担保措置が履践されていること等からすると、本取引に至る交渉過程等の手続は、候補者の選定プロセスを含め、公正であると考えられる。

具体的には、(a)本特別委員会は、2025年7月14日に設置され、本入札プロセスにおける候補者の初期的な取引条件提示や各本入札プロセスを通過させる候補者の選定等の段階から本特別委員会が本取引への関与を開始しており、本取引の取引条件の形成過程の初期段階から関与していたこと、(b)本特別委員会の委員は、それぞれ独立性を有することが確認されており、専門性・属性にも十分配慮して選定されたものであること、(c)本特別委員会は、上記「（ ）検討の経緯」のとおり本入札プロセスに実質的に関与しており、本特別委員会が取引条件に関する交渉過程に実質的に関与してきたこと、(d)本特別委員会は、本取引に関する検討過程において適時にアドバイザーの専門的な助言・意見等を取得し、本取引の是非、本公開買付価格をはじめとする本取引の取引条件の妥当性、本取引の手続の公正性等について慎重に検討及び協議を行う体制が確保されていたこと、(e)本特別委員会は非公開情報も含めて重要な情報を入手し、これを踏まえて検討・判断を行っていたこと、(f)本特別委員会の委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うこととしており、特別委員が時間的・労力的なコミットメントを行いやすく、かつ、本取引の成否から独立した立場から判断を行うための環境が整えられていたこと、(g)本取引については取締役会が本特別委員会の意見を最大限尊重して意思決定を行うことができる体制が確保されていたこと、(h)対象者取締役7名（岩崎氏、浅見修二氏、柳澤卓二氏、中村正樹氏、香月壯一氏、中村隆夫氏及び加藤祐子氏）のうち、岩崎氏は、本取引及び本事業計画の前提として実施される本後続取引の当事者であり利害関係人に該当する可能性があることから、利益相反の疑いを回避する観点から、2025年8月4日開催の対象者取締役会決議により、以後の対象者取締役会における本取引の検討に関する全ての議案の審議に参加せず、また、対象者の立場において本取引の検討、本取引に係る公開買付者を含む本第二次候補者との協議・交渉にも参加しないことが確認され、同日以後の対象者取締役会における本取引の検討に関する全ての議案の審議に参加しておらず、また、本プロジェクトチームを設置し、熊谷・田中・津田から受けた助言を踏まえ、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、公開買付者を含む本第二次候補者又はSBIホールディングスと利害関係を有する者について、対象者株式の価値評価の基礎となる本事業計画の作成過程や、対象者と公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程に関与させないこととしており、かかる取扱いを継続していることから、本取引の検討に際しては、特別委員会の実効性を高める工夫に関するM&A指針の指摘事項に配慮した上で、独立性を有する特別委員会が設置されており、これが有効に機能していることが認められる。なお、SBI証券は、SBIホールディングスの完全子会社であることから、SBI証券を起用することには利益相反のおそれがあると考えられるものの、SBI証券から対象者に対して、(a)SBI証券は対象者のみのアドバイザーとして関与すること、(b)SBIホールディングスは独自に公開買付者と本不応募契約に関する交渉

を行い、SBI証券はこれに関与しないこと、(c)SBI証券とSBIホールディングスの間で情報遮断等の処置を講じること等により、利益相反関係を適切に管理することが可能であると考えられることに加え、(d)SBI証券は、株式価値算定については、手続の公正性を担保する観点から、自ら株式価値算定業務を行うのではなく、別途選任された第三者算定機関による株式価値算定結果を踏まえた対象者への助言等のサポートにとどめること等、利益相反関係を排除又は遮断する措置が十分に講じられている旨が説明され、また、熊谷・田中・津田から、かかる独立性や利益相反の点に関し、上記の措置を講じることが義務付けられることを前提とすれば、対象者における意思決定過程の公正性に直ちに問題が生じるものとはいえないとの法的助言を受けたことを踏まえ、対象者として、SBI証券の独立性について問題がないと判断したとのことであり、当該判断に不合理な点があるとは認められない。なお、SBI証券から受けた説明によれば、上記(c)に関して、具体的には、SBI証券とSBIホールディングスは、SBI証券のファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署とその他の部署及びSBIホールディングスとの間で本取引に関する一切の情報共有を遮断する処置を講じているとのことである。

また、本特別委員会は、西村あさひを独自のリーガル・アドバイザーとして選任し、西村あさひから、本取引の検討の初期段階より、本取引の手続面における公正性を担保するための措置、並びに本取引に係る本特別委員会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を受けるとともに、対象者は、対象者グループ、本第二次候補者及びSBIホールディングスから独立したリーガル・アドバイザーとして熊谷・田中・津田を選任していること、並びに、対象者グループ、本第二次候補者及びSBIホールディングスのいずれからも独立した第三者算定機関である赤坂国際会計を選任し、赤坂国際会計に対象者株式の株式価値の算定を依頼し、本株式価値算定書（赤坂国際会計）及び本フェアネス・オピニオンを取得しており、これに基づき判断を行っているとともに、対象者は、公開買付者との間の価格交渉等においては、適時に赤坂国際会計の助言及び補助を得ていることが認められる。さらに、本入札プロセスは、対象者及び本特別委員会が対象者の企業価値向上の観点から慎重な検討及び協議を行った上で進められており、そのような慎重な検討及び協議の結果、公開買付者が本入札プロセスを通過しており、対象者及び本特別委員会による本入札プロセスにおける検討及び協議、並びに本入札プロセスの通過手続等に不合理な点は認められず、また、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「本公開買付期間」という。）が、法令に定められた最短期間である20営業日を超える30営業日に設定されている。さらに、公開買付者及び対象者は、対象者が対象者株式について公開買付者以外の者と接触することを制限するような合意は行っておらず、これらにより間接的なマーケット・チェックが実施されるものと評価できる。本公開買付けにおいては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件は設定されない予定であるものの、通常非公開化案件における下限の設定が公開買付者の議決権比率3分の2をちょうど上回る最低限の水準で設定されること、本公開買付けにおいては、本応募株式14,507,214株（所有割合：37.81%）と合わせた下限は26,182,014株（所有割合：68.24%）相当となっており対象者の少数株主の利益には相当程度配慮がなされていると評価できること、また、本公開買付けにおいては、適切な公正性担保措置が実施されており、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることからすると、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことのみをもって、必要な公正性担保措置が講じられていないと評価されるものではない。本取引においては、一般株主に対する強圧性を生じさせないような配慮がなされている。

エ．本取引を行うことが対象者の一般株主にとって不利益ではないか

上記のとおり、本取引の目的は合理的であると考えられ、本取引の取引条件は妥当であると考えられ、また、本取引に至る交渉過程等の手続は公正であると考えられることからすると、本取引は、対象者の一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。

オ．対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非

上記の検討を踏まえると、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明すること、及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であると考えられる。

また、本新株予約権者に対して、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の判断に委ねることも、妥当であると考えられる。

本特別委員会における独立したリーガル・アドバイザーからの助言

本特別委員会は、上記「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、対象者グループ、公開買付者を含む本第二次候補者及びSBIホールディングスのいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひを選任し、西村あさひから本取引の手続面における公正性を担保するための措置、並びに本取引に係る本特別委員会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を受けているとのことである。なお、西村あさひは、対象者グループ、公開買付者及びSBIホールディングスのいずれの関連当事者にも該

当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、西村あさひの報酬は、時間単位の報酬のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用していないとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、赤坂国際会計から取得した本株式価値算定書（赤坂国際会計）及び熊谷・田中・津田から受けた法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引について、対象者の企業価値の向上、一般株主の皆様利益保護を含む本取引に関する諸条件の妥当性等の観点から、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けの実施も含めた本取引が、上記に記載したシナジーの発現を通じて、対象者の企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格は妥当性を有し、対象者の一般株主の皆様に対して合理的な株式の売却機会を提供するものであると判断し、2025年12月15日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記の取締役会においては、対象者取締役7名（岩崎氏、浅見修二氏、柳澤卓二氏、中村正樹氏、香月壯一氏、中村隆夫氏及び加藤祐子氏）のうち、岩崎氏を除く対象者取締役6名（浅見修二氏、柳澤卓二氏、中村正樹氏、香月壯一氏、中村隆夫氏及び加藤祐子氏）において審議の上、その全員一致で本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。なお、上記の取締役会に参加した取締役6名において、公開買付者及びSBIホールディングスと兼職関係にある等、特別な利害関係を有する役員は存在していません。また、対象者取締役のうち岩崎氏は、本取引及び本事業計画の前提として実施される本後続取引の当事者であり、また公開買付者との間で本応募契約（岩崎氏）を締結しており、利害関係人に該当する可能性があることから、利益相反の疑いを回避する観点から、2025年8月4日開催の対象者取締役会決議により、以後の対象者取締役会における本取引の検討に関する全ての議案の審議に参加せず、また、対象者の立場において本取引の検討、本取引に係る公開買付者を含む本第二次候補者との協議・交渉にも参加しないことが確認され、同日以後の対象者取締役会における本取引の検討に関する全ての議案の審議に参加していないとのことです。また、上記の対象者取締役会においては、対象者の監査役3名（いずれも社外監査役）全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

対象者における独立した検討体制の構築

対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者グループ、公開買付者を含む本第二次候補者及びSBIホールディングスのいずれからも独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者内に構築したとのことです。

具体的には、対象者は、2025年5月30日に本取引の実施に向けた検討・協議の開始を受けて、公開買付者との協議及び交渉を行う本プロジェクトチームを設置し、熊谷・田中・津田から受けた助言を踏まえ、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、公開買付者を含む本第二次候補者及びSBIホールディングスと利害関係を有する者について、対象者株式の価値評価の基礎となる本事業計画の作成過程や、対象者と公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程に関与させないこととしており、かかる取扱いを継続しているとのことです。なお、上記「 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」のとおり、岩崎氏は、本取引及び本事業計画の前提として実施される本後続取引の当事者であり利害関係人に該当する可能性があることから、利益相反の疑いを回避する観点より、2025年8月4日開催の対象者取締役会決議により、以後の対象者取締役会における本取引の検討に関する全ての議案の審議に参加せず、また、対象者の立場において本取引の検討、本取引に係る公開買付者を含む本第二次候補者との協議・交渉にも参加しないことが確認され、かかる取扱いを継続しているとのことです。

対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置等

公開買付者は、本公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。このように本公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません（対象者が公開買付者に対して付与した独占協議権は本公開買付けの公表をもって失効しています。）。このように、上記の本公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立し、公開買付者が対象者株式（但し、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者に対し、会社法第180条に基づき本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2026年3月下旬を目途に開催することを要請する予定です。なお、公開買付者及びSBIホールディングスは、本臨時株主総会における上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案について承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会において承認された本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（SBIホールディングス及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者及びSBIホールディングスのみが対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（SBIホールディングス及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（SBIホールディングス及び対象者を除きます。）は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

上記手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（SBIホールディングス及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用する予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本株式併合が実施された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本不応募契約

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2025年12月15日付で、SBIホールディングスとの間で本不応募契約を締結しております。

本不応募契約において、公開買付者及びSBIホールディングスは、()SBIホールディングスが本不応募株式会社について本公開買付けに応募しないこと、()公開買付者が本公開買付け価格を変更する場合には、SBIホールディングスの事前の承諾を要すること、()本公開買付けの成立後に対象者の株主を公開買付者及びSBIホールディングスのみとするために対象者が行う本株式併合の実施に必要な対象者株主総会に上程される議案に賛成の議決権を行使すること、()本株式併合の効力発生後、本自己株式取得のための資金及び分配可能額を確保するために、対象者をして、本第三者割当増資及び本減資等を実施させること、()SBIホールディングスは、本自己株式取得価格で本自己株式取得に応じて本不応募株式を対象者に売却することを合意しております。

さらに、本不応募契約において、SBIホールディングスは、公開買付者以外の者との間で、抵触取引（本取引と形式的若しくは実質的に競合、矛盾若しくは抵触し得る、又は本取引の実行を困難にするおそれのある取引（本公開買付け以外の公開買付けを含みます。）その他これらに関連する行為をいいます。以下同じです。）に関連する合意をし、又は抵触取引に応じてはならず、また、公開買付者以外の者に対し、抵触取引に関連して対象者グループに関する情報その他の情報を提供してはならず、かつ、抵触取引の申込み若しくは申込みの勧誘又は抵触取引に関するいかなる協議若しくは交渉その他の関連する行為も行ってはならない義務を負っております。

その他、本不応募契約においては、公開買付者が本公開買付けを開始する前提条件、かかる前提条件の充足を条件として公開買付者が本公開買付けを実施する義務、SBIホールディングスの一定の義務（注1）、公開買付者及びSBIホールディングスの表明保証（注2）、公開買付者及びSBIホールディングスの補償義務（注3）、本不応募契約の終了事由（注4）等を合意しております。

（注1） 本不応募契約において、SBIホールディングスは、大要、()本自己株式取得の効力発生日までの間、対象者の株主総会の招集請求権（会社法第297条）、株主提案権（会社法第303条第1項乃至第305条）その他の株主権を行使しない義務、()本自己株式取得の効力発生日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、 剰余金の配当その他の処分に関する議案、募集株式の発行又は自己株式の処分に関する議案、 組織再編に関する議案、 重要な財産の処分に関する議案、 株主提案に係る議案、及び 可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な悪影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、その所有する対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使する義務、並びに()本自己株式取得の効力発生日までの間、その所有する対象者株式に係る議決権その他の一切の権利について、公開買付者の指示に従って行使する義務等を負っております。

（注2） 本不応募契約において、公開買付者は、大要、()設立及び存続の適法性・有効性、()本不応募契約の締結に関する権限・権能及び必要な手続の履践、()本不応募契約の強制執行可能性、()法令等との抵触の不存在、()許認可等の取得・履践、()反社会的勢力との関係の不存在、並びに()

倒産手続の不存在について表明及び保証を行っております。また、SBIホールディングスは、大要、
()設立及び存続の適法性・有効性、()本不応募契約の締結に関する権限・権能及び必要な手続の
履践、()本不応募契約の強制執行可能性、()法令等との抵触の不存在、()許認可等の取得・履
践、()反社会的勢力との関係の不存在、()倒産手続の不存在、並びに()本不応募株式の適法か
つ有効な所有について表明及び保証を行っております。

- (注3) 本不応募契約において、公開買付者及びSBIホールディングスは、大要、自らの表明保証違反又は本
不応募契約上の義務違反に起因又は関連して相手方に被らせた損害等を補償する義務を負っておりま
す。また、本不応募契約において、公開買付者及びSBIホールディングスは、本公開買付けが成立
し、かつ、その決済が行われた後においては、対象者が被った損害等に公開買付者の所有する対象者
株式の保有割合を乗じた金額を、本公開買付者が被った損害等とみなすことを合意しております。
- (注4) 本不応募契約において、公開買付者及びSBIホールディングスは、大要、()本公開買付けが撤回さ
れた場合、()本公開買付けの応募数が買付予定数の下限に満たなかった場合、()両当事者が本不
応募契約の終了を書面により合意した場合、()2026年3月31日までに本公開買付けが開始されない
場合、()2026年12月31日までに本自己株式取得が実施されない場合、又は()一方当事者の表明保
証違反又は本不応募契約上の義務違反を理由に本不応募契約が解除された場合に、本不応募契約が終
了することを合意しております。

本応募契約（メディopalホールディングス）

上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2025年12月
15日付で、メディopalホールディングスとの間で本応募契約（メディopalホールディングス）を締結しておりま
す。

本応募契約（メディopalホールディングス）において、公開買付者及びメディopalホールディングスは、メ
ディopalホールディングスがその所有する本応募株式（メディopalホールディングス）の全てについて本公開買
付けに応募することを合意しております。

さらに、本応募契約（メディopalホールディングス）において、メディopalホールディングスは、公開買付者
以外の者との間で、抵触取引に関連する合意をし、又は抵触取引に応じてはならず、また、公開買付者以外の者
に対し、抵触取引に関連して対象者グループに関する情報その他の情報を提供してはならず、かつ、抵触取引の
申込み若しくは申込みの勧誘又は抵触取引に関するいかなる協議若しくは交渉その他の関連する行為も行っては
ならない義務を負っております。但し、メディopalホールディングスは、上記にかかわらず、公開買付者以外の
者から、本公開買付価格を5%以上超える金額を公開買付価格又は取得対価（公開買付け以外の方法により対象
者株式及び本新株予約権を取得する場合の対価を意味し、金銭、株式その他種類を問いません。但し、当該取得
対価が金銭以外の場合、当該取得対価の価値が第三者評価機関により算定されている場合に限定されるものと
し、当該第三者評価機関により算出された数値（当該算出結果に幅がある場合はその最も低い数値）を当該取得
対価の額とします。）とし、かつ全ての対象者株式及び本新株予約権を対象とする真摯な提案（なお、当該提案
の内容が公開買付けによる場合は、買付予定数の上限を定めない公開買付けであることを要します。以下、かか
る提案を「優越的提案」といいます。）を受領した場合には、メディopalホールディングスは、当該優越的提案
に応じないことによるメディopalホールディングスの取締役の善管注意義務に違反する可能性の有無を判断する
上で必要な範囲で当該第三者と協議又は交渉を行うことができるものとしております。また、メディopalホール
ディングスは、本公開買付期間満了日までの間に受領した優越的提案が具体性、目的の正当性及び実現可能性を
有すると客観的かつ合理的に認められる場合において、メディopalホールディングスが、本公開買付けへの応募
をすること又は既に行った応募を撤回しないことがメディopalホールディングスの取締役の善管注意義務に違反
する可能性があるとして客観的かつ合理的に判断されるときは、公開買付者に当該優越的提案の内容を通知して公開
買付者と本公開買付価格の変更について誠実に協議し、当該通知を公開買付者が受領した日から10営業日を経過
する日又は本公開買付期間満了日の前営業日のうちいずれか早い方の日までに、公開買付者が本公開買付価格を
優越的提案における公開買付価格又は取得対価と同額以上の金額に変更しないことを条件に、本応募契約（メ
ディopalホールディングス）を解除し、本公開買付けへの応募をせず、また、既に行った応募の結果成立した本
応募株式（メディopalホールディングス）の買付けに係る契約を解除することができるものとしております。

その他、本応募契約（メディopalホールディングス）においては、公開買付者が本公開買付けを開始する前提
条件、かかる前提条件の充足を条件として公開買付者が本公開買付けを実施する義務、メディopalホールディ
ングスの一定の義務（注1）、公開買付者及びメディopalホールディングスの表明保証（注2）、公開買付者及び
メディopalホールディングスの補償義務（注3）、本応募契約（メディopalホールディングス）の終了事由（注
4）等を合意しております。

なお、メディopalホールディングスが応募する本応募株式（メディopalホールディングス）に係る対価の支払
い以外に、本取引に関して公開買付者からメディopalホールディングスに対して供与される利益は存在しま
せん。

- (注1) 本応募契約（メディopalホールディングス）において、メディopalホールディングスは、大要、()
本公開買付けの決済開始日までの間、対象者の株主総会の招集請求権（会社法第297条）、株主提案

権（会社法第303条第1項乃至第305条）その他の株主権を行使しない義務、（ ）本公開買付けの決済開始日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、 剰余金の配当その他の処分に関する議案、 募集株式の発行又は自己株式の処分に関する議案、 組織再編に関する議案、 重要な財産の処分に関する議案、 株主提案に係る議案、 及び 可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、公開買付者の事前の書面による承諾を得た場合又は公開買付者がメディopalホールディングスに対して議決権の行使について指示した場合を除き、その所有する対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使する義務、並びに（ ）本公開買付けの決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者株主総会が本公開買付期間の末日の翌日以降に開催される場合、その所有する対象者株式に係る議決権その他の一切の権利について、公開買付者の指示に従って行使する義務等を負っております。

- (注2) 本応募契約（メディopalホールディングス）において、公開買付者は、大要、（ ）設立及び存続の適法性・有効性、（ ）本応募契約（メディopalホールディングス）の締結に関する権限・権能及び必要な手続の履践、（ ）本応募契約（メディopalホールディングス）の強制執行可能性、（ ）法令等との抵触の不存在、（ ）許認可等の取得・履践、（ ）反社会的勢力との関係の不存在、並びに（ ）倒産手続の不存在について表明及び保証を行っております。また、メディopalホールディングスは、大要、（ ）設立及び存続の適法性・有効性、（ ）本応募契約（メディopalホールディングス）の締結に関する権限・権能及び必要な手続の履践、（ ）本応募契約（メディopalホールディングス）の強制執行可能性、（ ）法令等との抵触の不存在、（ ）許認可等の取得・履践、（ ）反社会的勢力との関係の不存在、（ ）倒産手続の不存在、（ ）インサイダー情報の非保有、並びに（ ）本応募株式（メディopalホールディングス）の適法かつ有効な所有について表明及び保証を行っております。
- (注3) 本応募契約（メディopalホールディングス）において、公開買付者及びメディopalホールディングスは、大要、自らの表明保証違反又は本応募契約（メディopalホールディングス）上の義務違反に起因又は関連して相手方に被らせた損害等を補償する義務を負っております。また、本応募契約（メディopalホールディングス）において、公開買付者及びメディopalホールディングスは、本公開買付けが成立し、かつ、その決済が行われた後においては、対象者が被った損害等に公開買付者の所有する対象者株式の保有割合を乗じた金額を、本公開買付者が被った損害等とみなすことを合意しております。
- (注4) 本応募契約（メディopalホールディングス）において、公開買付者及びメディopalホールディングスは、大要、（ ）本公開買付けが撤回された場合、（ ）本公開買付けの応募数が買付予定数の下限に満たなかった場合、（ ）両当事者が本応募契約（メディopalホールディングス）の終了を書面により合意した場合、（ ）2026年3月31日までに本公開買付けが開始されない場合、又は（ ）一方当事者の表明保証違反又は本応募契約（メディopalホールディングス）上の義務違反若しくは上記の優越的提案を理由に本応募契約（メディopalホールディングス）が解除された場合に、本応募契約（メディopalホールディングス）が終了することを合意しております。

本応募契約（岩崎氏）

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2025年12月15日付で、岩崎氏との間で本応募契約（岩崎氏）を締結しております。

本応募契約（岩崎氏）において、公開買付者及び岩崎氏は、岩崎氏が本応募株式（岩崎氏）の全てについて本公開買付けに応募することを合意しております。

さらに、本応募契約（岩崎氏）において、岩崎氏は、公開買付者以外の者との間で、抵触取引に関連する合意をし、又は抵触取引に応じてはならず、また、公開買付者以外の者に対し、抵触取引に関連して対象者グループに関する情報その他の情報を提供してはならず、かつ、抵触取引の申込み若しくは申込みの勧誘又は抵触取引に関するいかなる協議若しくは交渉その他の関連する行為も行ってはならない義務を負っております。

その他、本応募契約（岩崎氏）においては、公開買付者が本公開買付けを開始する前提条件、かかる前提条件の充足を条件として公開買付者が本公開買付けを実施する義務、岩崎氏の一定の義務（注1）、公開買付者及び岩崎氏の表明保証（注2）、公開買付者及び岩崎氏の補償義務（注3）、本応募契約（岩崎氏）の終了事由（注4）等を合意しております。

なお、岩崎氏が応募する対象者株式に係る対価の支払い以外に、本取引に関して公開買付者から岩崎氏に対して供与される利益は存在しません。

(注1) 本応募契約（岩崎氏）において、岩崎氏は、大要、()本公開買付けの決済開始日までの間、対象者の株主総会の招集請求権（会社法第297条）、株主提案権（会社法第303条第1項乃至第305条）その他の株主権を行使しない義務、()本公開買付けの決済開始日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、剰余金の配当その他の処分に関する議案、募集株式の発行又は自己株式の処分に関する議案、組織再編に関する議案、重要な財産の処分に関する議案、株主提案に係る議案、及び可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、公開買付者の事前の書面による承諾を得た場合又は公開買付者が岩崎氏に対して議決権の行使について指示した場合を除き、その所有する対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使する義務、()本公開買付けの決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者株主総会が本公開買付け期間の末日の翌日以降に開催される場合、その所有する対象者株式に係る議決権その他の一切の権利について、公開買付者の指示に従って行使する義務、並びに()本後続取引に係る事項の決定に際しては、事前に公開買付者と協議の上、その承諾を得る義務等を負っております。

(注2) 本応募契約（岩崎氏）において、公開買付者は、大要、()設立及び存続の適法性・有効性、()本応募契約（岩崎氏）の締結に関する権限・権能及び必要な手続の履践、()本応募契約（岩崎氏）の強制執行可能性、()法令等との抵触の不存在、()許認可等の取得・履践、()反社会的勢力との関係の不存在、並びに()倒産手続の不存在について表明及び保証を行っております。また、岩崎氏は、大要、()意思能力・権利能力、()本応募契約（岩崎氏）の締結に関する権利能力・行為能力、()本応募契約（岩崎氏）の強制執行可能性、()法令等との抵触の不存在、()許認可等の取得・履践、()反社会的勢力との関係の不存在、()倒産手続の不存在、()インサイダー情報の非保有、()本応募株式（岩崎氏）の適法かつ有効な所有、()業務範囲（子会社等）に関する事項、並びに()本後続取引に関する事項について表明及び保証を行っております。

(注3) 本応募契約（岩崎氏）において、公開買付者及び岩崎氏は、大要、自らの表明保証違反又は本応募契約（岩崎氏）上の義務違反に起因又は関連して相手方に被らせた損害等を補償する義務を負っております（但し、岩崎氏の業務範囲（子会社等）に関する事項に係る表明保証違反に起因する補償義務は、100万円を上限とするものとされております。）。また、本応募契約（岩崎氏）において、公開買付者及び岩崎氏は、本公開買付けが成立し、かつ、その決済が行われた後においては、対象者が被った損害等に公開買付者の所有する対象者株式の保有割合を乗じた金額を、本公開買付者が被った損害等とみなすことを合意しております。

(注4) 本応募契約（岩崎氏）において、公開買付者及び岩崎氏は、大要、()本公開買付けが撤回された場合、()本公開買付けの応募数が買付予定数の下限に満たなかった場合、()両当事者が本応募契約（岩崎氏）の終了を書面により合意した場合、()2026年3月31日までに本公開買付けが開始されない場合、又は()一方当事者の表明保証違反又は本応募契約（岩崎氏）上の義務違反を理由に本応募契約（岩崎氏）が解除された場合に、本応募契約（岩崎氏）が終了することを合意しております。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年12月16日（火曜日）から2026年2月3日（火曜日）まで（30営業日）
公告日	2025年12月16日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金1,693円
新株予約権証券	第4回新株予約権1個につき、金1円 第5回新株予約権1個につき、金1円
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	<p>(1) 普通株式</p> <p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関として、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、SMB C日興証券は公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>SMB C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法、及び将来の事業活動を評価に反映するためにDCF法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行い、公開買付者はSMB C日興証券から2025年12月12日付で公開買付者株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置を実施しており、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていることから、SMB C日興証券から本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p> <p>SMB C日興証券による対象者株式の1株あたり株式価値の算定結果は以下のとおりです。</p> <p>市場株価法：470円～500円 DCF法：1,090円～1,575円</p> <p>市場株価法では、算定基準日を2025年12月12日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の算定基準日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値470円、過去3ヶ月間の終値の単純平均値500円及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値495円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を470円から500円までと算定しております。</p>

DCF法では、対象者から提供された2025年12月期から2031年12月期までの事業計画を基礎とし、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を前提として公開買付者が調整を行った対象者の将来の財務予測に、2025年12月期第2四半期以降に対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより対象者の企業価値や株式価値を評価し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を1,090円から1,575円までと算定しております。なお、DCF法において前提とした対象者の将来の財務予測においては、本取引により対象者側で想定されるシナジー効果が含まれており、公開買付者とのシナジーが発現する2026年12月期以降において、営業利益及びフリー・キャッシュ・フローが対前年度比較において大幅に増加していくことを見込んでおります。なお、本取引の実行により公開買付者においても保険事業の高度化や株式会社ニチイホールディングスの顧客先病院数の増加をはじめ多くのシナジー効果が期待されますが、それらは現時点において具体的かつ定量的に見積もることが困難であるため、SMB C日興証券による公開買付者株式価値算定書における算定結果には反映しておりません。

公開買付者は、SMB C日興証券から取得した公開買付者株式価値算定書の算定結果に加え、本取引の実行により対象者又は公開買付者において発現が期待されるシナジー効果、公開買付者において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2025年12月15日に、本公開買付価格を1,693円とすることを決定いたしました。

本公開買付価格1,693円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2025年12月12日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値462円に対して266.45%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値470円に対して260.21%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値500円に対して238.60%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値495円に対して242.02%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格1,693円は、本書提出日の前営業日である2025年12月15日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値542円に対して212.36%のプレミアムを加えた価格となります。

(2) 本新株予約権

本新株予約権は、下記の権利行使の各条件()を達成した期の事業年度末までの期間において、原則として対象者又は対象者関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要することとされていることから、公開買付者が本新株予約権を取得しても権利行使することができないと考えられるため、公開買付者は本新株予約権買付価格を1円としました。

権利行使の条件

第4回新株予約権については2024年12月期から2026年12月期のいずれかの事業年度、第5回新株予約権については2025年12月期又は2026年12月期のいずれかの事業年度において、対象者の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された売上高(連結損益計算書を作成している場合には連結売上高)が、下記に定めるいずれかの水準を満たした場合にのみ、それぞれに定められている割合(以下「行使可能割合」といいます。)を上限として、本新株予約権を行使することができます。

(a) 売上高が10,000百万円を超過した場合：行使可能割合80%

(b) 売上高が12,000百万円を超過した場合：行使可能割合100%

なお、上記の理由により本新株予約権買付価格を1円と設定していることから、公開買付者は、本新株予約権買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書や意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。</p> <p>(a) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券から提出された公開買付者株式価値算定書を参考にいたしました。なお、SMB C日興証券は公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置を実施しており、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、SMB C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。</p> <p>(b) 当該意見の概要</p> <p>SMB C日興証券は、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価法：470円～500円 DCF法：1,090円～1,575円</p> <p>(c) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>公開買付者は、SMB C日興証券から取得した公開買付者株式価値算定書の算定結果に加え、本取引の実行により対象者側又は公開買付者側で発現が期待されるシナジー効果、公開買付者において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2025年12月15日に、本公開買付価格を1,693円とすることを決定いたしました。</p>
-------	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	23,860,164 (株)	11,674,800 (株)	- (株)
合計	23,860,164 (株)	11,674,800 (株)	- (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(11,674,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(11,674,800株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株券等の最大数(23,860,164株)を記載しております。当該最大数は、潜在株式勘案後株式総数から本不応募株式の数(14,507,214株)を控除した株式数です。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注5) 本公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	238,601
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	5,106
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年12月16日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年12月16日現在)(個)(g)	145,072
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年6月30日現在)(個)(j)	378,370
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	62.19
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ (%)	100.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(23,860,164株)に係る議決権の数です。
- (注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権の数のうち、本新株予約権の目的となる対象者株式の数(510,600株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年12月16日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等(本不応募株式及び対象者の所有する自己株式を除く。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年12月16日現在)(個)(g)」のうち、本不応募株式に係る議決権数(145,072個)のみを分子に加算しております。また、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。
- (注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年6月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2025年8月13日に提出した第23期中半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後株式総数(38,367,378株)に係る議決権の数(383,673個)を分母として計算しております。
- (注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）

公開買付者は、保険業法（平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第2条第2項で定義される保険会社であり、同条第1項で定義される保険業を営む会社であり、また、対象者が保険業法第106条第1項第16号に定める保険業高度化等会社に該当するため、対象者の議決権をその総株主の議決権の100分の10を超えて取得することとなる本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）については、公開買付者が、独占禁止法第11条第1項但書により、あらかじめ、公正取引委員会の認可（以下「本認可」といいます。）を受けることが必要となります。本認可の標準的な審査期間は認可申請のための事前相談開始から1ヶ月～1ヶ月半とされているところ、公開買付者は、2025年12月8日に公正取引委員会に対する事前相談を開始しており、本公開買付けの開始以降、正式申請可能となった時期に、公正取引委員会に対し、本認可の正式申請を行う予定です。本公開買付け期間の末日の前日までに本認可を受けることができなかった場合、公正取引委員会から本認可を受けたが、本認可に公開買付者が同意できない条件が付されている場合、又は本公開買付け期間の末日の前日までに本認可が取り消され若しくは撤回された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、公正取引委員会から本認可を取得した場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書に係る訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

保険業法

公開買付者は、保険業法第2条第2項で定義される保険会社であり、また、対象者並びにその子会社である株式会社Doctorbook及びMDVニューコネクト株式会社が保険業法第106条第1項第16号に定める保険業高度化等会社に該当するため、対象者、株式会社Doctorbook及びMDVニューコネクト株式会社を子会社としようとする本株式取得については、公開買付者が、同条第4項により、あらかじめ、金融庁長官の認可（以下「本認可」といいます。）を受けることが必要となります。金融庁による本認可の申請の標準処理期間は90日間とされているところ（保険業法施行規則第246条第1項第10号）、公開買付者は、本株式取得に関して、2025年12月12日付で、本認可の正式申請を行いました。本公開買付け期間の末日の前日までに本認可を受けることができなかった場合、金融庁長官から本認可を受けたが、本認可に公開買付者が同意できない条件（同法第310条第1項に規定される条件をいいます。）が付されている場合、又は本公開買付け期間の末日の前日までに本認可が取り消され若しくは撤回された場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が発生した場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、金融庁長官から本認可を取得した場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書に係る訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

(3)【許可等の日付及び番号】

独占禁止法

該当事項はありません。

保険業法

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（株主及び新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載する等の方法により、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。

オンライントレード（<https://trade.smbcnikko.co.jp/>）（以下「日興イーजीトレード」といいます。）による応募株主等は、日興イーजीトレードログイン後、画面より「日興イーजीトレード 公開買付け取引規程」をご確認の上、所要事項を入力し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください。なお、日興イーजीトレードによる応募の受付には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）における日興イーजीトレードのご利用申込みが必要です。

株式の応募に際しては、応募株主口座に応募株券等が記録されている必要があります。

新株予約権の応募に際しては、本新株予約権には譲渡制限が付されておりますので、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な書類をご提出ください。また、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者により発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」をご提出ください。「譲渡承認通知書」等の具体的な発行手続きにつきましては、対象者までお問い合わせください。なお、日興イーजीトレードにおいては、新株予約権の応募の受付を行いません。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を通じた応募の受付は行われません。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります（注1）。口座を開設される場合には、本人確認書類の提出及び個人番号（マイナンバー）又は法人番号の告知（注2）を行っていただく必要があります。

外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注2）をご提出いただく必要があります。なお、日興イーजीトレードにおいては、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

日本の居住者である個人株主の場合、買い付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注3）の適用対象となります。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により交付される対象者株式も本公開買付けの対象とします。

(注1) 口座開設に際し、個人株主は原則としてご印鑑が不要です。未成年、成年後見人制度をご利用の個人株主や、法人株主等が口座を開設される場合はご印鑑が必要です。また、既に開設されている応募株主口座のご登録内容の変更をされる場合等には、ご印鑑が必要となる場合があります。

(注2) 本人確認書類の提出及び個人番号（マイナンバー）又は法人番号の告知について
公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が新規に口座を開設し常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類及び番号確認書類等が必要となります。有効期限の定めのあるものはその期限内のものを、定めのないもの（通知カードは除く。）は6ヶ月以内に作

成されたものをご用意ください。本人確認書類及び番号確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

<個人>

A. 番号確認書類 (いずれか1点)	個人番号カード(両面)(1)	
	通知カード	
	住民票の写し(個人番号あり)(2)	
B. 本人確認書類 (写真あり1点又は写真なし2点)	写真あり	運転免許証(運転経歴証明書)(3)
		在留カード
		特別永住者証明書
		パスポート(4)
		各種福祉手帳
	写真なし	各種健康保険の資格確認書(3)
		国民年金手帳
		印鑑証明書
		住民票の写し(2)

<法人>

A. 本人確認書類 (いずれか1点)	履歴事項全部証明書
	現在事項全部証明書
B. 番号確認書類 (いずれか1点)	法人番号指定通知書
	法人番号情報(5)
C. 口座開設取引担当者(代表者等)個人の本人確認書類 (いずれか1点)	運転免許証(3)
	個人番号カード(表)
	各種健康保険の資格確認書(3)
	パスポート(6)

- (1) 番号確認書類として個人番号カードをご用意いただく場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。
- (2) 発行者の印、発行日が記載されているページまで必要となります。
- (3) 裏面に住所が記載されている場合は、裏面まで必要となります。
- (4) 住所、氏名、生年月日の確認ができる各ページが必要となります。なお、2020年2月4日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、ご利用できません。
- (5) 法人番号情報は、国税庁HPの「法人番号公表サイト」より法人番号が表示される画面を印刷してください。
- (6) 2020年2月4日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、別途、現住所が記載されている「本人確認書類1点」又は「納税証明書等の補完書類1点」の写しをご提出いただく必要があります。

<外国人株主等>

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

- (注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)
個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付する等の方法によりお手続きください(但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)

なお、日興イーリートレードにおいて応募された契約の解除は、日興イーリートレードログイン後、画面に記載される方法に従い、公開買付期間の末日の15時30分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(その他のS M B C日興証券株式会社国内各営業店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	40,395,257,652
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	135,000,000
その他(円)(c)	20,000,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	40,550,257,652

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(23,860,164株)に、本公開買付価格(1,693円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	51,574,859
計(a)	51,574,859

【届出日以前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
	-	-	-	-
計(b)				-

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

51,574,859千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

2026年2月9日(月曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イーリートレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買い付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。新株予約権については、応募に際して提出された、上記の「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」に記載した書類を応募株主等(外国の居住者である新株予約権者の場合にはその常任代理人)に対して郵送又は交付します。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(11,674,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(11,674,800株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間の末日の前日までに本認可 若しくは本認可 を受けることができなかった場合、本認可 及び本認可 を受けたが、本認可 若しくは本認可 に公開買付者が同意できない条件が付されている場合、又は公開買付期間の末日の前日までに本認可 若しくは本認可 が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年	沿革
1889年	有限責任日本生命保険会社創立
1891年	日本生命保険株式会社に改称
1902年	本店を現在地に新築移転
1924年	(財)日本生命済生会設立(2012年に公益財団法人へ移行)
1931年	(財)日本生命済生会附属日生病院開院(2018年に日本生命病院に改称)
1942年	富士生命を包括移転
1945年	愛国生命を包括移転
1947年	日本生命保険相互会社として再発足
1973年	(財)ニッセイ児童文化振興財団設立(1993年に(財)ニッセイ文化振興財団に改称、2009年に公益財団法人へ移行)
1975年	ニューヨーク連絡事務所開設(1977年にニューヨーク事務所に改称)
1975年	琉球生命を包括移転
1979年	(財)日本生命財団設立(2010年に公益財団法人へ移行)
1981年	ロンドン事務所開設
1982年	フランクフルト事務所開設
1984年	ニッセイ・リース(株)設立
1985年	ニッセイピーオーティー投資顧問(株)設立(1989年にニッセイ投資顧問(株)に改称)
1985年	シンガポール事務所開設(2010年に現地法人へ移行)
1987年	北京事務所開設
1988年	(株)ニッセイ基礎研究所設立
1989年	(財)ニッセイ聖隷健康福祉財団設立(2013年に公益財団法人へ移行)
1991年	ニッセイ・キャピタル(株)設立
1991年	米国日本生命(ニッポン・ライフ・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ)設立
1993年	(株)ニッセイ・ニュークリエーション設立
1993年	(財)ニッセイ緑の財団設立(2011年に公益財団法人へ移行)
1995年	ニッセイ投信(株)設立
1996年	ニッセイ損害保険(株)設立
1997年	バンコク・ライフに資本参加
1997年	パトナムと業務提携
1998年	ニッセイ投資顧問(株)とニッセイ投信(株)を統合し、ニッセイアセットマネジメント投信(株)設立
1998年	ドイツ銀行と業務提携
1999年	ニッセイ情報テクノロジー(株)設立
2000年	特別勘定運用部門を分社、ニッセイアセットマネジメント投信(株)と統合してニッセイアセットマネジメント(株)に改称
2000年	日本マスタートラスト信託銀行(株)が営業開始
2001年	同和火災海上保険(株)、ニッセイ損害保険(株)の2社が合併し、ニッセイ同和損害保険(株)誕生(2010年にあいおい損害保険(株)と合併し、あいおいニッセイ同和損害保険(株)に改称)
2001年	ニチイ学館グループ、日立製作所グループ等と(株)ライフケアパートナーズ設立
2001年	第一生命保険(相)(現 第一生命保険(株))と共同事業会社 企業年金ビジネスサービス(株)設立
2003年	広電日生人壽保險有限公司設立
2004年	バンコク・ライフを関連会社化
2004年	東京本部を千代田区丸の内に移転
2008年	ノースウェスタン・ミューチュアルと業務提携

年	沿革
2009年	広電日生人壽保險有限公司の合併パートナーを中国長城資産管理公司に変更し、長生人壽保險有限公司に改称
2011年	リライアンス・ライフに資本参加し、関連会社化（2016年にリライアンス・ニッポンライフ・インシュアランスに改称）
2012年	リライアンス・キャピタル・アセットマネジメントに資本参加し、関連会社化（2016年にリライアンス・ニッポンライフ・アセットマネジメントに改称）
2014年	セクイス・ライフに資本参加し、関連会社化
2015年	（株）ライフサロンを子会社化
2015年	ニッセイリアルティマネジメント（株）設立
2015年	（株）ライフプラザパートナーズを子会社化
2015年	三井生命保険（株）（現 大樹生命保険（株））と経営統合
2016年	MLC Limitedを子会社化
2017年	（株）ほけんの110番を子会社化
2017年	The TCW Group, Inc.に資本参加し、関連会社化
2018年	マスマチュアル生命保険（株）（現 ニッセイ・ウェルス生命保険（株））と経営統合
2018年	（株）LHLを子会社化
2019年	はなさく生命保険（株）開業
2019年	リライアンス・ニッポンライフ・アセットマネジメント株式を追加取得し、子会社化（2020年にニッポンライフ・インディア・アセットマネジメントに改称）
2019年	グランド・ガーディアン・ライフ・インシュアランスに資本参加し、関連会社化（同年グランド・ガーディアン・ニッポンライフ・インシュアランスに改称）
2022年	ニッセイプラス少額短期保険（株）開業
2023年	レゾリューションライフを関連法人化
2024年	（株）ニチイホールディングス株式を取得し、子会社化
2024年	コアブリッジを関連法人化

【会社の目的及び事業の内容】

1) 会社の目的

公開買付者は次に掲げる事業を行うことを目的とする。

1. 生命保険業
2. 他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行、債務の保証
その他の前号の業務に付随する業務
3. 国債、地方債又は政府保証債の売買、地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務、及び保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
4. その他前各号に掲げる業務に付帯又は関連する事項

2) 事業の内容

A. 生命保険業

- (a) 生命保険業免許に基づく保険の引受け
- (b) 資産の運用
 - 貸付業務
 - 有価証券投資業務
 - 不動産投資業務

B. 付随業務・その他の業務

- (a) 他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行
- (b) 債権の保証
- (c) 投資信託の販売
- (b) 確定拠出年金制度における運営管理業務

【資本金の額及び発行済株式の総数】

基金の総額（2025年12月16日現在） 1兆3,000億円

（注） 公開買付者は、保険業法第2条第5項に定める相互会社です。

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

2025年12月16日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長	-	清水 博	1961年 1月30日	1983年 4月 公開買付者入社 2009年 3月 執行役員 2012年 3月 常務執行役員 2013年 7月 取締役常務執行役員 2014年 7月 常務執行役員 2016年 3月 専務執行役員 2016年 7月 取締役専務執行役員 2018年 4月 代表取締役社長 2022年 7月 代表取締役社長 社長執行役員 2025年 4月 代表取締役会長(現)	-
代表取締役 社長	社長執行 役員	朝日 智司	1963年 6月29日	1987年 4月 公開買付者入社 2014年 3月 執行役員 2017年 7月 取締役執行役員 2018年 3月 取締役常務執行役員 2021年 3月 取締役専務執行役員 2023年 3月 代表取締役副社長執行役員 2025年 4月 代表取締役社長 社長執行役員 (現)	-
代表取締役	副社長執行 役員	赤堀 直樹	1964年 8月13日	1988年 4月 公開買付者入社 2017年 3月 執行役員 2020年 7月 取締役執行役員 2021年 3月 取締役常務執行役員 2024年 3月 取締役専務執行役員 2025年 3月 取締役副社長執行役員 2025年 4月 代表取締役副社長執行役員 (現)	-
取締役	常務執行 役員	中村 吉隆	1969年 2月26日	1991年 4月 公開買付者入社 2019年 3月 執行役員 2023年 3月 常務執行役員 2023年 7月 取締役常務執行役員 2024年 7月 常務執行役員 2025年 7月 取締役常務執行役員(現)	-
取締役	常務執行 役員	宮嶌 隆浩	1966年 4月14日	1990年 4月 公開買付者入社 2020年 3月 執行役員 2024年 3月 常務執行役員 2025年 7月 取締役常務執行役員(現)	-
取締役	常務執行 役員	中野 佳代子	1968年 9月18日	1992年 4月 公開買付者入社 2022年 3月 執行役員 2025年 3月 常務執行役員 2025年 7月 取締役常務執行役員(現)	-
取締役	-	牛島 信	1949年 9月30日	1977年 4月 東京地方検察庁検事 1978年 4月 広島地方検察庁検事 1979年 4月 弁護士(現) 2007年 7月 公開買付者取締役(現)	-

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
取締役	-	三浦 惺	1944年4月3日	2002年6月 2005年6月 2007年6月 2012年6月 2017年7月 2018年6月 2025年7月	東日本電信電話(株) 代表取締役社長 日本電信電話(株) 代表取締役副社長 中期経営戦略推進室長 同社代表取締役社長 同社取締役会長 公開買付者取締役(現) 日本電信電話(株) 特別顧問 NTT(株) 特別顧問	-
取締役	-	富田 哲郎	1951年10月10日	2008年6月 2009年6月 2012年4月 2012年6月 2018年4月 2020年7月 2024年4月	東日本旅客鉄道(株) 代表取締役副社長 事業創造本部長 同社代表取締役副社長 総合企画本部長 同社代表取締役社長 総合企画本部長 同社代表取締役社長 同社取締役会長 公開買付者取締役(現) 東日本旅客鉄道(株) 相談役(現)	-
取締役	-	濱田 純一	1950年3月14日	1992年4月 1995年4月 2000年4月 2005年4月 2009年4月 2015年6月 2021年7月	東京大学社会情報研究所教授 同大学同研究所所長 同大学大学院情報学環教授 兼 同大学大学院情報学環学環長 兼 同大学大学院学際情報学府 学府長 同大学理事 兼 同大学副学長 同大学総長 同大学名誉教授(現) 公開買付者取締役(現)	-
取締役(常任監査等委員)	-	松永 陽介	1961年5月16日	1985年4月 2012年3月 2016年3月 2016年7月 2019年3月 2021年3月 2022年3月 2023年3月 2023年7月 2025年7月	公開買付者入社 執行役員 常務執行役員 取締役常務執行役員 取締役専務執行役員 取締役副社長執行役員 代表取締役副社長執行役員 取締役 取締役(監査等委員) 取締役(常任監査等委員)(現)	-
取締役(監査等委員)	-	宮崎 まゆ子	1970年6月17日	1994年7月 2025年3月 2025年7月	公開買付者入社 監査等特命役員 取締役(監査等委員)(現)	-

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役(監査等委員)	-	但木 敬一	1943年7月1日	2002年1月 法務事務次官 2004年6月 東京高等検察庁検事長 2006年6月 検事総長 2008年6月 検事総長退任 2008年7月 弁護士(現) 2009年7月 公開買付者監査役 2022年7月 公開買付者取締役(監査等委員)(現)	-
取締役(監査等委員)	-	佐藤 良二	1946年12月7日	1975年2月 公認会計士(現) 2007年6月 監査法人トーマツ 包括代表(CEO) 2009年7月 有限責任監査法人トーマツ 包括代表(CEO) 2010年11月 同法人シニアアドバイザー 2016年7月 公開買付者監査役 2022年7月 公開買付者取締役(監査等委員)(現)	-
取締役(監査等委員)	-	飯島 奈絵	1964年4月11日	1994年4月 弁護士(現) 2002年1月 米国ニューヨーク州弁護士(現) 2024年7月 公開買付者取締役(監査等委員)(現)	-
計					-

(2) 【経理の状況】

公開買付者の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条に基づき、同規則及び保険業法施行規則により作成しております。

公開買付者は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

なお、本項において「当社」とは公開買付者を指します。

【貸借対照表】

2024年度（2025年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	507,314	保険契約準備金	62,519,697
現金	243	支払備金	209,835
預貯金	507,070	責任準備金	61,182,984
コールローン	765,505	社員配当準備金	1,126,878
買入金銭債権	100,718	再保険借	399
有価証券	69,035,272	社債	1,438,541
国債	28,334,096	その他負債	6,434,336
地方債	749,834	売現先勘定	2,877,862
社債	1,758,336	借入金	1,076,000
株式	13,235,887	未払法人税等	6,478
外国証券	22,164,720	未払金	171,929
その他の証券	2,792,396	未払費用	62,303
貸付金	7,866,042	前受収益	17,341
保険約款貸付	402,998	預り金	121,889
一般貸付	7,463,043	預り保証金	89,190
有形固定資産	1,756,360	先物取引差金勘定	442
土地	1,126,575	金融派生商品	1,980,367
建物	586,815	金融商品等受入担保金	10,233
リース資産	3,293	リース債務	3,224
建設仮勘定	25,426	資産除去債務	7,604
その他の有形固定資産	14,249	仮受金	9,469
無形固定資産	215,102	役員賞与引当金	427
ソフトウェア	96,732	退職給付引当金	379,563
その他の無形固定資産	118,369	ポイント引当金	6,192
再保険貸	306	価格変動準備金	1,673,007
その他資産	1,345,485	繰延税金負債	623,965
未収金	119,083	再評価に係る繰延税金負債	100,413
前払費用	24,560	支払承諾	51,697
未収収益	374,213	負債の部合計	73,228,243
預託金	33,191	（純資産の部）	
先物取引差入証拠金	72,910	基金	50,000
先物取引差金勘定	5	基金償却積立金	1,400,000
金融派生商品	93,503	再評価積立金	651
仮払金	13,649	剰余金	982,249
その他の資産	614,369	損失填補準備金	23,390
支払承諾見返	51,697	その他剰余金	958,859
貸倒引当金	4,273	社会厚生福祉事業助成資金	718
投資損失引当金	24,125	財務基盤積立金	411,917
		圧縮積立金	77,279
		別段積立金	170
		当期末処分剰余金	468,775
		基金等合計	2,432,900
		その他有価証券評価差額金	7,377,817
		繰延ヘッジ損益	1,366,998
		土地再評価差額金	56,555
		評価・換算差額等合計	5,954,262
		純資産の部合計	8,387,163
資産の部合計	81,615,406	負債及び純資産の部合計	81,615,406

【損益計算書】

2024年度損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		7,122,875
保険料等収入	4,794,612	
保険料	4,793,437	
再保険収入	1,174	
資産運用収益	2,216,324	
利息及び配当金等収入	1,826,960	
預貯金利息	12,564	
有価証券利息・配当金	1,517,084	
貸付金利息	169,135	
不動産賃貸料	116,130	
その他利息配当金	12,044	
有価証券売却益	388,331	
その他運用収益	1,033	
その他経常収益	111,938	
年金特約取扱受入金	3,501	
保険金据置受入金	63,601	
その他の経常収益	44,836	
経常費用		6,630,217
保険金等支払金	4,454,171	
保険金	1,056,882	
年金	867,051	
給付金	795,529	
解約返戻金	1,402,601	
その他返戻金	330,234	
再保険料	1,872	
責任準備金等繰入額	444,807	
支払備金繰入額	5,839	
責任準備金繰入額	418,319	
社員配当金積立利息繰入額	20,648	
資産運用費用	914,003	
支払利息	55,838	
有価証券売却損	502,010	
有価証券評価損	2,508	
金融派生商品費用	217,412	
為替差損	30,593	
貸倒引当金繰入額	595	
投資損失引当金繰入額	2,553	
賃貸用不動産等減価償却費	21,583	
その他運用費用	67,275	
特別勘定資産運用損	13,632	
事業費	584,236	
その他経常費用	232,997	
保険金据置支払金	104,939	
税金	53,232	
減価償却費	48,476	
その他の経常費用	26,348	
経常利益		492,658
特別利益		12,438
固定資産等処分益	12,438	
特別損失		65,514
固定資産等処分損	5,377	
減損損失	10,093	
価格変動準備金繰入額	47,334	
不動産圧縮損	28	
社会厚生福祉事業助成金	2,633	
その他特別損失	47	
税引前当期純剰余		439,582
法人税及び住民税		111,278
法人税等調整額		135,723
法人税等合計		24,445
当期純剰余		464,027

【基金等変動計算書】

2024年度基金等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等										
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	剰余金						剰余金合計	基金等合計
				損失填補準備金	その他剰余金						
					社会厚生福祉事業助成資金	財務基盤積立金	圧縮積立金	別段積立金	当期末処分剰余金		
当期首残高	100,000	1,350,000	651	21,855	351	221,917	76,815	170	509,780	830,890	2,281,541
当期変動額											
社員配当準備金の積立									264,517	264,517	264,517
損失填補準備金の積立				1,535					1,535	-	-
基金償却積立金の積立		50,000							50,000	50,000	-
基金利息の支払									265	265	265
当期純剰余									464,027	464,027	464,027
基金の償却	50,000										50,000
社会厚生福祉事業助成資金の積立					3,000				3,000	-	-
社会厚生福祉事業助成資金の取崩					2,633				2,633	-	-
財務基盤積立金の積立						190,000			190,000	-	-
圧縮積立金の積立							2,260		2,260	-	-
圧縮積立金の取崩							1,797		1,797	-	-
土地再評価差額金の取崩									2,114	2,114	2,114
基金等以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	50,000	50,000	-	1,535	366	190,000	463	-	41,005	151,359	151,359
当期末残高	50,000	1,400,000	651	23,390	718	411,917	77,279	170	468,775	982,249	2,432,900

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	9,158,865	1,141,792	50,967	7,966,105	10,247,646
当期変動額					
社員配当準備金の積立					264,517
損失填補準備金の積立					-
基金償却積立金の積立					-
基金利息の支払					265
当期純剰余					464,027
基金の償却					50,000
社会厚生福祉事業助成資金の積立					-
社会厚生福祉事業助成資金の取崩					-
財務基盤積立金の積立					-
圧縮積立金の積立					-
圧縮積立金の取崩					-
土地再評価差額金の取崩					2,114
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	1,781,047	225,206	5,588	2,011,842	2,011,842
当期変動額合計	1,781,047	225,206	5,588	2,011,842	1,860,483
当期末残高	7,377,817	1,366,998	56,555	5,954,262	8,387,163

(貸借対照表の注記)

1. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日、以下「2022年改正会計基準」という)等を、当期から適用し、資産または負債の評価替えにより生じた評価差額等に対して課される当期の所得に対する法人税および住民税の計上区分を見直しております。2022年改正会計基準等の適用については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、2022年改正会計基準が定める新たな会計方針を当期の期首時点より適用しております。
2. (1) 有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うものは、次のとおり評価しております。
 - 売買目的有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
 - その他有価証券
 - イ 期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法による償却原価法(定額法))
 - ロ 市場価格のない株式等については、移動平均法に基づく原価
- (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。

 - 一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約
 - 新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品(円建)について、全ての保険契約
 - 有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約
 - 上記を除く全ての一時払商品(米ドル建)契約
 - 上記を除く全ての一時払商品(豪ドル建)契約
 - 上記を除く全ての一時払商品(ユーロ建)契約
4. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
5. 有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
 - イ 有形固定資産(リース資産を除く)
 - () 建物
定額法により行っております。
 - () 上記以外
定率法により行っております。
なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。
 - ロ リース資産
 - () 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
 - () 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間に基づく定額法により行っております。無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。

6. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。
- なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される外貨建その他有価証券については、期末日の為替相場または期末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。
7. (1) 貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、次のとおり計上しております。
- 破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、以下(3)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- 現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
- (2) 全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
- (3) 破綻先および実質破綻先等に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は2,935百万円(担保・保証付債権に係る額42百万円)であります。
8. 投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、市場価格のない株式等について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
9. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
10. (1) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
- (2) 退職給付債務ならびに退職給付費用の処理方法は、次のとおりです。
- | 退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
|----------------|---------|
| 数理計算上の差異の処理年数 | 5年 |
| 過去勤務費用の処理年数 | 5年 |
11. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
12. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。
13. ヘッジ会計は、次の方法により行っております。
- ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部および外貨建株式(予定取引)の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび繰延ヘッジ、外貨建債券の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして通貨オプションによる時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。
- ヘッジ手段とヘッジ対象
- | (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
|---------|-------------------------|
| 金利スワップ | 外貨建貸付金、保険契約 |
| 通貨スワップ | 外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債 |
| 為替予約 | 外貨建債券等、外貨建株式(予定取引) |
| 通貨オプション | 外貨建債券 |
| 株式先渡 | 国内株式 |

ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

14. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
15. 当社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。これにより、法人税および地方法人税の会計処理ならびにこれらに関する税効果会計の会計処理は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。
16. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。
なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。
標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
なお、2019年度より、一部の終身保険契約（一時払契約を含む）について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。また、2021年度より追加積み立ての対象に加え、5年間にわたり段階的に積み立てることとしていた、終身保険契約（一時払契約を含む）の責任準備金および当期より追加積み立ての対象に加えた終身保険契約（一時払契約を含む）の責任準備金については、当期に一括して積み立てることとしております。なお、当期の追加積み立てに際して、保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき計上した危険準備金の一部について、同施行規則第69条第7項の規定に基づき、金融庁長官が定める取り崩しに関する基準によらない取り崩しを行い、追加して積み立てる責任準備金の一部に充当しております。この結果、当期に追加積み立ておよび危険準備金の取り崩しを行わなかった場合に比べ、責任準備金が301,138百万円増加し、また、経常利益および税引前当期純剰余が301,138百万円減少しております。
17. 既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をした場合（以下「みなし入院」という）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という）第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。
（計算方法の概要）
IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての期間の既発生未報告支払備金積立所要額および保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。
18. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）に基づき識別した重要な会計上の見積りは、子会社株式及び関連会社株式の評価であります。
当期末の貸借対照表に計上されている子会社株式及び関連会社株式の金額は、3,376,600百万円であります。市場価格のない子会社株式及び関連会社株式については、財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、相当の減額処理を行う必要がありますが、生命保険会社である子会社および関連会社の株式の評価に際しては、実質価額として当該子会社等の企業価値評価額を使用しております。実質価額の算定には、子会社等の将来業績等の仮定を含んでいるため、当該仮定に変化が生じた場合は、子会社株式及び関連会社株式の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。詳細は、連結損益計算書の注記第3項をご参照ください。

19. 主な未適用の会計基準等としては、「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)および「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等があり、その内容は以下のとおりです。

概要

当該会計基準等は、企業会計基準委員会における、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識する、リースに関する会計基準として開発されたものです。

借手の会計処理として、すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を貸借対照表に計上するとともに、リースの費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルが適用されます。

適用予定日

2027年度の期首より適用予定です。

当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響額は、現在評価中です。

20. 一般勘定(保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定)の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえたうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。

これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。

主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。

市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。この他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュエーション・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。

信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュエーション・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりです。

なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、注記を省略しております。

(1) 主な金融商品の貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表価額 (*1)	時価 (*2)	差額
買入金銭債権	100,718	98,977	1,741
責任準備金対応債券	79,636	77,895	1,741
其他有価証券	21,082	21,082	-
有価証券 (*3, *4, *5)	66,226,498	63,248,901	2,977,597
売買目的有価証券	820,276	820,276	-
責任準備金対応債券	27,451,435	24,111,397	3,340,037
子会社株式及び関連会社株式	716,398	1,078,839	362,440
其他有価証券	37,238,388	37,238,388	-
貸付金 (*6)	7,863,133	7,546,278	316,854
保険約款貸付	402,865	402,865	-
一般貸付	7,460,268	7,143,413	316,854
金融派生商品 (*7)	(1,886,863)	(1,886,863)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	16,649	16,649	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,903,513)	(1,903,513)	-
社債 (*6, *8)	(1,438,541)	(1,380,962)	(57,579)
借入金 (*8)	(1,076,000)	(1,024,550)	(51,449)

(*1) 貸倒引当金を計上したのものについては、当該引当金を控除しております。

(*2) 当期に減損処理した銘柄については、減損処理後の貸借対照表価額を時価としております。

(*3) 非上場株式等の市場価格のない株式等については、含めておりません。これらの保有目的ごとの当期末における貸借対照表価額は、子会社株式及び関連会社株式1,566,058百万円、其他有価証券57,153百万円でありませす。

(*4) 時価算定会計基準適用指針第24 - 16項を適用し、組合等への出資残高については、含めておりません。当該組合等の貸借対照表価額は、1,185,560百万円であります。

(*5) 時価算定会計基準適用指針第24 - 3項または第24 - 9項を適用した投資信託を含めております。

(*6) 金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(*7) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*8) 社債および借入金は負債に計上しており、()で示しております。

(2) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

売買目的有価証券

特別勘定に係る有価証券を売買目的有価証券として区分しており、当期の損益に含まれた評価差額は26,641百万円であります。

満期保有目的の債券

当期末残高はありません。

責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表価額	時価	差額
時価が貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	29,012	29,242	229
	公社債	8,170,807	8,482,848	312,040
	外国証券	49,368	49,926	557
	小計	8,249,188	8,562,017	312,828
時価が貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	50,623	48,652	1,971
	公社債	19,159,252	15,511,645	3,647,606
	外国証券	72,007	66,977	5,029
	小計	19,281,883	15,627,275	3,654,607
合計		27,531,071	24,189,292	3,341,779

その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価または償却原価	貸借対照表価額	差額
貸借対照表価額が取得原価または償却原価を超えるもの	買入金銭債権	8,034	8,538	504
	公社債	820,829	899,736	78,906
	株式	3,798,990	11,791,725	7,992,734
	外国証券	10,840,723	14,042,420	3,201,696
	その他の証券	645,881	826,895	181,014
	小計	16,114,459	27,569,316	11,454,856
貸借対照表価額が取得原価または償却原価を超えないもの	買入金銭債権	12,590	12,543	47
	公社債	2,626,729	2,287,828	338,901
	株式	284,631	232,777	51,854
	外国証券	6,218,765	5,724,764	494,001
	その他の証券	1,674,002	1,432,240	241,761
	小計	10,816,720	9,690,154	1,126,566
合計		26,931,179	37,259,470	10,328,290

市場価格のない株式等57,153百万円、組合等への出資残高91,417百万円は含めておりません。

当期において、1,198百万円減損処理を行っております。

なお、株式(外国株式を含む)については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものにつき、期末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%以下の銘柄

□ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%超70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

(3) 主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
買入金銭債権	10,000	6,709	11,125	74,361
責任準備金対応債券	-	6,709	10,506	62,367
其他有価証券	10,000	-	619	11,994
有価証券	1,592,945	8,210,765	7,387,637	35,825,854
責任準備金対応債券	737,487	3,390,843	2,256,483	21,565,520
其他有価証券	855,457	4,819,922	5,131,154	14,260,334
貸付金	985,428	2,542,726	2,042,336	1,890,395
社債	-	-	-	1,438,541
借入金	-	-	-	1,076,000

保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの4,808百万円は含めておりません。

22.(1) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりです。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

イ 時価をもって貸借対照表価額とする金融商品

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	9,995	11,087	21,082
其他有価証券	-	9,995	11,087	21,082
有価証券(*1)	18,142,246	17,844,979	236,842	36,224,067
売買目的有価証券	369,598	450,678	-	820,276
其他有価証券	17,772,647	17,394,300	236,842	35,403,790
公社債	2,174,317	1,013,246	-	3,187,564
国債	2,174,317	-	-	2,174,317
地方債	-	69,629	-	69,629
社債	-	943,617	-	943,617
株式	11,915,893	108,608	-	12,024,502
外国証券	3,682,436	14,046,487	236,842	17,965,766
公社債	2,595,018	8,116,940	235,720	10,947,679
株式等	1,087,417	5,929,547	1,122	7,018,087
その他の証券	-	2,225,956	-	2,225,956
金融派生商品(*2)	(597)	(1,886,266)	-	(1,886,863)
金利関連	-	(454,837)	-	(454,837)
通貨関連	-	(1,431,696)	-	(1,431,696)
その他	(597)	267	-	(329)

(*1) 時価算定会計基準適用指針第24 - 3項または第24 - 9項を適用した投資信託を含めておりません。当該投資信託の貸借対照表価額は、投資信託財産が金融商品である投資信託1,785,995百万円、投資信託財産が不動産である投資信託49,531百万円であり、当期首残高から当期末残高への調整表は、次のとおりです。

(*2) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(単位：百万円)

	投資信託財産が金融商品の投資信託 (*3)	投資信託財産が不動産の投資信託	合計
当期首残高	1,652,225	45,813	1,698,038
当期の損益	1,144	1,404	260
純損益に計上 (*4)	7,763	485	7,277
評価・換算差額等合計に計上 (*5)	6,619	919	7,538
購入、売却および償還	132,625	5,123	137,749
時価算定会計基準適用指針第24 - 3項または第24 - 9項の適用を開始した取引	-	-	-
時価算定会計基準適用指針第24 - 3項または第24 - 9項の適用を中止した取引	-	-	-
当期末残高	1,785,995	49,531	1,835,527
当期の損益に計上した額のうち当期末において保有する投資信託の評価損益 (*4)	-	-	-

(*3) 主に解約が1カ月を超えて制限されるものがあり、当該投資信託の貸借対照表価額は、1,762,031百万円であります。

(*4) 損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(*5) 貸借対照表の評価・換算差額等合計のうち、その他有価証券評価差額金に含まれております。

□ 時価をもって貸借対照表価額としない金融商品

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	77,895	77,895
責任準備金対応債券	-	-	77,895	77,895
有価証券	23,317,146	1,871,609	281	25,189,037
責任準備金対応債券	22,741,470	1,369,645	281	24,111,397
公社債	22,659,182	1,335,029	281	23,994,493
外国証券	82,288	34,615	-	116,903
子会社株式及び関連会社株式	575,675	501,964	-	1,077,640
貸付金	-	-	7,546,278	7,546,278
保険約款貸付	-	-	402,865	402,865
一般貸付	-	-	7,143,413	7,143,413
社債 (*6)	-	(1,380,962)	-	(1,380,962)
借入金 (*6)	-	(949,278)	(75,271)	(1,024,550)

(*6) 社債および借入金は負債に計上しており、()で示しております。

(2) 主な金融商品の時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明は、次のとおりです。

有価証券および買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づき有価証券として取り扱うもの

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債、上場投資信託等がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債等がこれに含まれております。公表された相場価格が入手できない場合には、主に外部情報ベンダーより入手した評価額または委託会社が算出した基準価額等によっております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利貸付については、貸付金の種類および内部格付け、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いた現在価値を時価としております。また、通貨スワップの振当処理、金利スワップの特例処理の対象とされた貸し付けについては、当該時価を反映しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から将来キャッシュ・フローの現在価値または担保および保証による回収見込み額等に基づいた貸倒見積高を控除した額を時価としております。

算出された時価はいずれもレベル3に分類しております。

金融派生商品

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に債券先物取引、株価指数先物取引がこれに含まれております。公表された相場価格が利用できない場合は主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債については、市場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。また、通貨スワップの振当処理の対象とされた社債については、当該時価を反映しております。

借入金

変動金利借入については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。一方、固定金利借入については、原則、将来キャッシュ・フローを当社の信用リスクを加味した同様の借り入れにおいて想定される利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。ただし、証券化公募スキームを利用した借り入れについては、当該借り入れを裏付けとして発行される社債の市場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 時価をもって貸借対照表価額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報は、次のとおりです。

時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報
 当社自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。
 当期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権その他有価証券	有価証券その他有価証券	金融派生商品金利関連
当期首残高	11,301	392,575	-
当期の損益	52	1,473	-
純損益に計上(*1)	146	3,555	-
評価・換算差額等合計に計上(*2)	94	5,028	-
購入、売却、発行および決済	162	154,259	-
レベル3の時価への振り替え	-	-	-
レベル3の時価からの振り替え	-	-	-
当期末残高	11,087	236,842	-
当期の損益に計上した額のうち当期末において保有する金融商品の評価損益(*1)	-	-	-

(*1) 損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

(*2) 貸借対照表の評価・換算差額等合計のその他有価証券評価差額金に含まれております。

時価の評価プロセスの説明

当社は社内で決定した時価の算定に関する方針に基づき時価を算定しており、当該方針に定める時価の算定に用いる評価技法およびインプットの妥当性ならびに時価のレベルの分類の適切性を確認しております。

時価の算定にあたっては、個々の金融商品の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や他ベンダーの提供時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

当社自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

23. 当期末における賃貸等不動産の貸借対照表価額は1,284,090百万円、時価は1,894,652百万円であります。当社では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当期末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。

また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は4,941百万円であります。

24. (1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は23,121百万円であります。その内訳は、次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は9,302百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続き開始、更生手続き開始または再生手続き開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。

危険債権額は12,652百万円であります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権額は1,166百万円あります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものであります。

(2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破産更生債権及びこれらに準ずる債権等の額は2,935百万円減少しております。

25. 有形固定資産の減価償却累計額は1,276,287百万円であります。

26. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,144,870百万円であります。
 なお、負債の額も同額であります。

27. 子会社等に対する金銭債権の総額は71,204百万円、金銭債務の総額は5,549百万円であります。

28. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ 当期首現在高	1,088,964百万円
ロ 前期剰余金よりの繰入額	264,517百万円
ハ 当期社員配当金支払額	247,252百万円
ニ 利息による増加額	20,648百万円
ホ 当期末現在高(イ+ロ-ハ+ニ)	1,126,878百万円

29. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還をすることが可能であります。

通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2016年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2017年9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2020年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2021年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2021年9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2023年9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2024年4月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2025年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日

また、2025年4月30日に、次のとおり社債を発行しております。

名称	2055年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
発行価格	額面金額の100%
発行総額	1,500百万米ドル
利率	2035年4月まで 年6.50%(固定金利) 2035年4月以降 固定金利(ステップアップあり・5年ごとにリセット)
償還期限	2055年4月(ただし、発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還可能)
担保および保証の内容	本社債には担保および保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はありません。
資金使途	一般事業資金

なお、本社債は、ヘッジ会計の手法として通貨スワップの振当処理を適用しております。

また、2025年4月30日に、次のとおり社債を繰上償還しております。

なお、繰上償還した社債について計上した支払利息は、当期において1,140百万円であります。

名称	第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)
発行年月日	2015年4月30日

繰上償還金額	額面金額の100%
繰上償還額	750億円
繰上償還の方法	未償還残高の全額繰上償還

30. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,076,000百万円が含まれております。
31. 担保に供されている資産の額は、有価証券5,971,228百万円であります。また、担保に係る債務の額は2,877,862百万円であります。
 なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却2,997,369百万円および売現先勘定2,877,862百万円をそれぞれ含んでおります。
32. 基金を50,000百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第56条に規定する基金償却積立金に積み立てております。
33. 子会社等の株式および出資金の総額は3,376,600百万円であります。
34. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は1,901,840百万円であります。
35. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は146,141百万円であります。
36. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は276,328百万円であります。

37. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、総合基幹職・営業総合基幹職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付債務	608,436百万円
ロ 勤務費用	25,562百万円
ハ 利息費用	3,650百万円
ニ 数理計算上の差異の当期発生額	83,059百万円
ホ 退職給付の支払額	35,137百万円
ヘ 過去勤務費用の当期発生額	3,056百万円
ト 期末における退職給付債務(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	516,396百万円

年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	239,156百万円
ロ 期待運用収益	2,869百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	3,260百万円
ニ 事業主からの拠出額	5,434百万円
ホ 退職給付の支払額	13,365百万円
ヘ 期末における年金資産(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	230,835百万円

退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

イ 積立型制度の退職給付債務	155,783百万円
ロ 年金資産	230,835百万円
	75,052百万円
ハ 非積立型制度の退職給付債務	360,612百万円
ニ 未認識数理計算上の差異	90,946百万円
ホ 未認識過去勤務費用	3,056百万円

へ 退職給付引当金 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)	379,563百万円
退職給付に関連する損益	
イ 勤務費用	25,562百万円
ロ 利息費用	3,650百万円
ハ 期待運用収益	2,869百万円
ニ 数理計算上の差異の当期の費用処理額	437百万円
ホ 過去勤務費用の当期の費用処理額	1,317百万円
へ 確定給付制度に係る退職給付費用 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)	25,462百万円

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	65.1%
ロ 国内債券	13.9%
ハ 外国証券	10.8%
ニ 国内株式	7.5%
ホ 現金及び預貯金	2.8%
へ 合計 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	1.9%
ロ 長期期待運用収益率	1.2%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は2,219百万円です。

38. (1) 繰延税金資産の総額は2,492,587百万円であり、繰延税金負債の総額は3,044,409百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は72,143百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金1,376,198百万円、価格変動準備金482,418百万円および繰延ヘッジ損益420,677百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金2,961,055百万円であります。

(2) 当期における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金 18.5%、税率変更による影響 14.3%であります。

(3) 「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)の公布に伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率を27.9%から、回収または支払いが見込まれる期間が2026年4月1日以降のものについては28.9%に変更しております。

この変更により、当期末における繰延税金負債は26,391百万円、再評価に係る繰延税金負債は3,474百万円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金は102,447百万円減少、繰延ヘッジ損益は13,339百万円増加、土地再評価差額金は3,474百万円減少しております。また、法人税等調整額は62,716百万円減少しております。

39. 土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格および第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。

40. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の額は161百万円であります。

41. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する額は6,011,469百万円であります。

（損益計算書の注記）

1. 保険料等収入、保険金等支払金の計上方法は、次のとおりです。

(1) 保険料等収入（再保険収入を除く）は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。

(2) 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

2. 子会社等との取引による収益の総額は95,426百万円、費用の総額は45,884百万円であります。

3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券30,312百万円、株式等263,541百万円、外国証券94,476百万円あります。

4. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券323,427百万円、株式等59,964百万円、外国証券118,618百万円あります。

5. 有価証券評価損の主な内訳は、株式等2,197百万円、外国証券311百万円あります。

6. 責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額は9百万円あります。

7. 金融派生商品費用には、評価損益が61,835百万円含まれております。

8. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

資産をグルーピングした方法

賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

（単位：百万円）

用途	土地	建物	合計
賃貸用不動産等	676	4,350	5,026
遊休不動産等	3,766	1,299	5,066
合計	4,443	5,649	10,093

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、物件により使用価値または正味売却価額を適用しております。

なお、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを3.0%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2025年12月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	145,072 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	145,072	-	-
所有株券等の合計数	145,072	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(2025年12月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	- (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	-	-	-
所有株券等の合計数	-	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(2025年12月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	145,072 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	145,072	-	-
所有株券等の合計数	145,072	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注 1) 公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(2025年12月16日現在)

氏名又は名称	SBIホールディングス株式会社
住所又は所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
職業又は事業の内容	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等
連絡先	連絡者 SBIホールディングス株式会社 財務部長 鈴木 崇弘 連絡場所 東京都港区六本木一丁目6番1号 電話番号 03-6229-0100 (大代表)
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

(注) 公開買付者及びSBIホールディングスは、本不応募契約において、本株式併合の議案を目的とする本臨時株主総会における賛成の議決権の行使について合意しているため、SBIホールディングスは、公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

氏名又は名称	メディカル・データ・ビジョン株式会社
住所又は所在地	東京都千代田区神田美土代町7番地
職業又は事業の内容	データネットワークサービス、データ利活用サービス、その他サービス
連絡先	連絡者 メディカル・データ・ビジョン株式会社 執行役員経営企画本部長 小倉 健次 連絡場所 東京都千代田区神田美土代町7番地 電話番号 03 - 5283 - 6911
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することに合意している者

(注) 対象者は、本取引の一環として、本公開買付け成立後の本株式併合の効力発生後、本自己株式取得を行うことを予定しているとのことですので、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

【所有株券等の数】

SBIホールディングス株式会社

(2025年12月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	145,072 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	145,072	-	-
所有株券等の合計数	145,072	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

メディカル・データ・ビジョン株式会社

(2025年12月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	0	-	-
所有株券等の合計数	0	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 特別関係者である対象者は、2025年9月30日現在、対象者株式2,170,748株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

SBIホールディングスは、2025年12月15日付で、公開買付者との間で本不応募契約を締結しております。本不応募契約については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「 本不応募契約」をご参照ください。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年12月15日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

本第三者割当増資

公開買付者は、本取引の一環として、本公開買付けの成立後に実施される本株式会社併合の効力発生後に、対象者に対して、本自己株式取得に必要な資金及び分配可能額を確保するために公開買付者を割当先とする第三者割当増資を行うことを要請することを予定しております。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 プライム市場						
	月別	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月
最高株価(円)	420	531	600	619	597	508	542
最低株価(円)	386	394	445	542	420	424	450

(注) 2025年12月については、12月15日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数 (単位)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第21期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) 2024年3月27日 関東財務局長に提出
 事業年度 第22期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 2025年3月25日 関東財務局長に提出

【半期報告書】

事業年度 第23期中(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日) 2025年8月13日 関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の第22期有価証券報告書の訂正報告書)を2025年4月18日に関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

メディカル・データ・ビジョン株式会社
 (東京都千代田区神田美土代町7番地)
 株式会社東京証券取引所
 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

(1) 「2025年12月期の期末配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年12月15日付で、本公開買付けが成立することを条件に、2025年12月期の期末配当予想を修正し、2025年12月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細は、2025年12月15日付で対象者が公表した「2025年12月期の期末配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 「『上場維持基準への適合に向けた計画』の撤回について」の公表

対象者は、2025年12月15日付で、本公開買付けが成立することを条件に、2025年3月26日に公表した「上場維持基準への適合に向けた計画」を撤回することとしたとのことです。詳細は、2025年12月15日付で対象者が公表した「『上場維持基準への適合に向けた計画』の撤回について」をご参照ください。